

令和 2 年度
芽室町
議会提要



北海道河西郡 芽室町議会

目 次

○ 芽室町自治基本条例	4 ~ 1 1
○ 芽室町議会基本条例	1 2 ~ 1 9
○ 芽室町議会会議条例	2 0 ~ 4 0
○ 芽室町議会会議条例等運用規則	4 1 ~ 6 5
○ 芽室町議会委員会条例	6 6 ~ 7 1
○ 芽室町議会議員報酬及び費用弁償条例	7 2 ~ 7 4
○ 町議会議員に対する期末手当支給条例	7 5
○ 芽室町議会傍聴条例	7 6 ~ 7 7
○ 芽室町議会議員政治倫理条例	7 8 ~ 7 9
○ 芽室町議会改革諮問会議設置条例	8 0 ~ 8 1
○ 町議会の議決により指定された町長の専決処分事項	8 2
○ 議会における発言台使用範囲	8 3
○ 芽室町議会が管理する行政文書の情報公開に関する規程	8 4
○ 芽室町議会が保有する個人情報の保護に関する規程	8 5
○ 芽室町議会モニター設置要綱	8 6 ~ 8 7
○ 芽室町議会サポーター設置要綱	8 8 ~ 8 9
○ 芽室町議会議員研修要綱	9 0 ~ 9 2
○ 芽室町議会「議会報告と町民との意見交換会」の実施規定	9 3 ~ 9 4

○ 芽室町議会議長室開放要綱	95～96
○ 芽室町議会広報編集発行要領	97～98
○ 議会のインターネット中継要領	99
○ 芽室町議会ホームページの管理及び運営に関する要綱	100
○ 芽室町議会公式LINEアカウント運用ポリシー	101
○ 芽室町議会公式Twitterアカウント運用ポリシー	102～103
○ 芽室町議会公式フェイスブックアカウント運用ポリシー	104～105
○ 議会ホットボイス取扱基準	106～107
○ 芽室町議会白書作成要領	108～110
○ 芽室町議会図書室等運営要綱	111～115
○ 芽室町議会議員会会則	116～117
○ 芽室町議員会慶弔内規	118
○ 芽室町議友会会則	119～120

(参考) 地方自治法 (抜粋)

○芽室町自治基本条例

平成19年条例第3号

私たちのまち芽室町は、恵まれた豊かな自然のもと、先人が額に汗し、努力を積み重ね、農業を中心とした経済の活性化と心ふれあうまちづくりを進め、豊かな生活の基盤を整備してきました。

私たち町民は、安全なこのまちで安心して暮らす幸せを実感できるよう、このまちに住むすべての人たちが心を通わせ、人権を認め合い、支え合い、愛着や誇りと生きがいを持ちながら暮らせるまちづくりを進めていかなければなりません。そして、先人の努力の積み重ねによって創られた「めむろ」の歴史や文化、自然など貴重な財産を受け継ぎ、未来を担う子どもたちに引き継いでいく義務があります。

そのためには、自治の主役である私たち町民と、町長、議員及び職員が将来にわたり共有すべき考え方や、自治を実現していくための町政運営の仕組みを具体化し、制度として定めることにより「芽室町のことは私たち自らが決定しまちを創っていく」意思を明確にしておく必要があります。

さらに、それぞれの責任と役割を自覚し、協力し合い、共に生きながらまちづくりに取り組んでいくことがますます重要になってきます。

ここに、私たちは、芽室町政の基本的な制度と運営の原則を明らかにします。そして、この条例が定める制度を定着させ、不足するものは補っていくこととし、町民自治と民主主義が息づく「理想郷の芽室」を実現すべく、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、町政運営の基本原則として、自治運営の基本的な仕組みを定めるとともに、町民、町長、議員及び職員の責務を定めることにより、まちの憲法として共有され、町民が主役となった自治の実現を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例における用語の意味は、次のとおりです。

(1) 町民 芽室町内に住所を有する人をいいます。

(2) 町 町長等及び議会で構成される地方公共団体をいいます。

(3) 町長等 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

(町政運営の基本原則)

第3条 町は、町民が主役となった自治の実現を図るため、次に掲げる事項を町政運営の基本原則として定めます。

(1) 町民の知る権利を保障するとともに、十分な説明責任を果たすことによって、透明な町政を築き、かつ町民参加を効果的に推進するための条件を整えます（情報の公開と共有）。

(2) 参加の意思を持つ町民がいつでも町政に参加でき、また、町民参加の意欲を高めるため、恒常的な参加の制度及びその時々に応じた参加の機会を多様に保障します（町民参加の町政の推進）。

(3) 町と他自治体、北海道及び国との役割分担を明確にし、これらの多様な主体との相互協力によって、町の公共課題の解決を図ります。
(多様な主体との協力)

(4) 総合計画、財政運営、法務体制、行政評価等政策活動の質を高めるために必要な制度の確立及びこれらの運用の原則を明らかにし、最良の手法と技術を用いて政策活動を行います（行政の政策活動の原則）。

(5) 町を代表する町長の的確な意思決定と効果的な政策の立案、執行のため、簡素で効率的な行政組織を編成するとともに、職員の政策能力の開発に努めます（行政組織と職員政策）。

(6) 議会における町民参加と議員の自由討議の推進によって、広く町政の課題を明らかにし、町としての最良の意思決定を導きます（議会と議員活動の原則）。

2 町は、この条例で定める町政の制度を可能な限り相互に関連づけて活用し、相乗的な効果をあげるよう努めます。

3 町は、この条例で定める町政の制度が複雑化して町民を遠ざけることがないように、簡素で分かりやすく、誰にも共有される制度の改善を追求します。

第2章 情報の公開と共有

(町民の知る権利)

第4条 町民は、町政に関する情報について知る権利があります。

2 町政に関する情報は、町民と町の共有財産です。

3 町政に関する情報の公開について必要な事項は、別に条例で定めます。

(町の説明責任)

第5条 町は、公正で開かれた町政を進めるため、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民に的確な情報を分かりやすく説明するよう努めます。

2 町は、町民から寄せられた意見、要望及び説明の求めなどに対して、誠実に対応します。

(個人情報の保護)

第6条 町は、町民の権利や利益が侵害されることのないよう、町が持つ個人情報を守ります。

2 個人情報の保護について必要な事項は、別に条例で定めます。

第3章 町民参加の町政の推進

(町民参加の権利)

第7条 町民は、まちづくりの主役として町政に参加する権利があります。

2 町民は、前項の権利の行使に際し、性別、年齢、信条、国籍等によるいかなる差別も受けません。

3 町民参加の活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けません。

4 町外に住所を有する人の中で、町内で働いている人及び学んでいる人、また、町内で事業を営む法人及び活動する団体についても、町政に参加する権利があります。

(町民参加の保障)

第8条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障します。

2 町民の参加について必要な事項は、別に条例で定めます。

(町民参加の拡充)

第9条 私たち町民は、町民参加が自治を守り推進するものであることを認

識し、その拡充に努めます。

2 町長等は、町民参加の拡充に向け、町政全般にわたる幅広い意見等を求めるための組織を設置することができます。

(町民投票)

第10条 町は、町政の重要な事項について直接町民の意思を確認するため、町民投票を実施することができます。

2 町民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。

第4章 多様な主体との協力

(自治体間の協力)

第11条 町は、公共課題の解決を図るため、他の自治体等との連携、協力を進めるとともに、先進的な取組みを学びます。

2 町は、共通する課題の解決を図るため、関連する自治体間と対等協力の関係を築き、広域連携等の研究を行います。

(国及び北海道との協力)

第12条 町は、国及び北海道と対等な立場であることを踏まえて、相互に連携し、協力関係を大切にしながら、公共課題の解決を図ります。

2 町は、制度改善等が必要な場合には、国、北海道及び関係機関に対し積極的な提案を行います。

(国際交流活動)

第13条 町は、他の国々との交流を通して得られた情報をまちづくりに活かします。

第5章 行政の政策活動の原則

(総合計画)

第14条 町長等は、総合的かつ計画的に町政を運営するため、町のめざす将来像を定める基本構想とこれを実現するための実施計画により構成される総合計画を策定します。

2 町長等は、町民参加により総合計画を策定するため、芽室町総合計画審議会を設置し、必要に応じて見直しを行います。

3 町長等は、総合計画の進捗状況を町民に公表するとともに、町民の意見を述べる機会を設けます。

- 4 第2項の審議会について必要な事項は、別に条例で定めます。
- 5 総合計画は、町の政策を定める最上位の計画であり、町が行う政策は、法令に基づくもの及び緊急を要するもののほかは、これに基づいて実施します。
- 6 町長等は、特定の政策における個別計画等を策定する場合は、総合計画との関係を明らかにします。

第14条の2 町長は、前条で規定する総合計画の策定又は変更に関しては、議会の議決を経ます。

第14条の3 前2条に規定するもののほか必要な事項は、別に条例で定めます。

(財政運営)

第15条 町長等は、健全な財政運営を行うため、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めます。

- 2 町長等は、中長期的な財政計画を作成するとともに、総合計画及び行政評価に基づいた予算を編成します。
- 3 町長等は、町の財政状況を明らかにするため、毎年度の予算、決算の状況及び財政計画について、的確な指標などを用い、町民に分かりやすく公表します。
- 4 財政状況の公表について必要な事項は、別に条例で定めます。

(法務体制)

第16条 町長等は、地域の特色を生かした質の高い政策活動を行うため、自主的な法令の解釈及び運用とともに、必要な条例の制定に努めます。

- 2 町長等は、前項の目的のため、職員の法務に関する能力の向上に努めるとともに、有識者及び法令に関する専門機関等との連携により、必要な体制の整備を行います。

(行政評価)

第17条 町長等は、町が行う仕事について、具体的な成果目標を設定するとともに、目的や成果等を毎年点検し、効果的かつ効率的に町政を運営するため行政評価を実施します。

- 2 町長等は、行政の内部評価に加え、町民参加による外部評価を行います。
- 3 町長等は、行政評価の結果を公表するとともに、行政評価の結果を総合計画及び予算の編成等に反映させます。

4 町長等は、最もふさわしい方法で行政評価を行うよう常に検討し、改善します。

第6章 行政組織と職員政策

(行政の意思決定)

第18条 町長は、行政としての意思決定の手続きを行った上で、重要な事項の方針を決定します。

2 前項の規定は、町長部局以外の町の機関についても準用します。

3 意思決定の手続きについて必要な事項は、別に定めます。

(行政組織)

第19条 町の行政組織は、次に掲げる事項に基づき編成します。

(1) 社会や財政状況などの変化に迅速に対応すること。

(2) 簡素で効率的にすること。

(3) 透明性を高くし、町民に分かりやすくすること。

(4) 総合計画や行政評価等を反映させること。

(職員政策等)

第20条 町長等は、職員の政策能力の向上のため、研修の充実を図ります。

2 町長等は、次に掲げる事項を考慮して職員定数適正化計画を定め、少人数で効果的な行政運営を推進します。

(1) 事務・事業の適正化

(2) 財政状況と財政予測

(3) 町の政策課題

(4) 職員の年齢構成

3 町長等は、政策活動を活性化させるため、他の団体等との人事交流に努めます。

(出資団体等)

第21条 町長等は、町が出資している法人名を毎年公表します。

2 町が一定割合を出資している法人経営状況等の公表について必要な事項は、別に条例で定めます。

第7章 議会と議員活動の原則

(議会の役割)

第22条 議会は、町民による直接選挙で選ばれた議員によって構成される議

事機関として、町政の重要事項について意思決定を行います。

2 議会には、町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に町政が運営されているかを監視し、けん制する機能があります。

(議会の責務)

第23条 議会は、町長等が示す政策方針及び議案等の内容が、この条例の規定に適合しているかを点検します。

2 議会の責務について必要な事項は、別に条例で定めます。

(議会の活動)

第24条 議会は、議員間の自由な討議の尊重のもと、町政にとって最良の意思決定を導くため、議会活動の充実を図ります。

2 議会の活動について必要な事項は、別に条例で定めます。

第8章 町民、町長、議員及び職員の責務

(町民の責務)

第25条 私たち町民は、互いに尊重し、協力しあうとともに、自治の主体であることの自覚をもって、まちづくりに参加するよう努めます。

(町長の責務)

第26条 町長は、町の代表者として、法令等を遵守し、公正で民主的かつ誠実に町政を運営します。

2 町長は明確な理念のもと、長期的視野に立って、町政を運営します。

3 町長は、町民の意向を常に把握し、意思を尊重するように努めます。

4 町長は、職員の育成を図るとともに、能力を最大限に引き出すよう努めます。

(議員の責務)

第27条 議員は、町民による直接選挙で選ばれた者として、町民の意向を常に把握し、議会活動に反映します。

2 議員の責務について必要な事項は、別に条例で定めます。

(職員の責務)

第28条 職員は、法令等を遵守し、町民とのコミュニケーションを大切にするとともに、常に町民の視点に立って仕事を行います。

2 職員は、正確かつ迅速に仕事を行います。

3 職員は、前例にとらわれることなく、柔軟な発想により創意工夫のもと

に仕事を行います。

4 職員は、必要な情報の収集及び自己啓発に努めます。

第9章 最高規範性で見直しの継続

(最高規範性)

第29条 この条例は、町が定める最高規範であり、町民、町長、議員及び職員は、この条例を誠実に守ります。

2 町は、町政運営の基本原則に基づき、基本的な制度の整備に努めるとともに、他の条例、規則などの制定、見直し及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図ります。

(見直しの継続)

第30条 町は、この条例の施行から4年を超えない期間ごとに、この条例の目的を達成しているかどうか点検を行い、必要な場合は、この条例の改正など、町民参加手続きに基づき適切に対応します。

附 則 (最終改正 平成27年条例第32号)

この条例は、平成27年5月1日から施行します。

○芽室町議会基本条例

平成25年条例第27号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則と政治倫理（第3条－第7条）
- 第3章 町民と議会との関係（第8条－第10条）
- 第4章 町長等と議会との関係（第11条－第15条）
- 第5章 議員相互の討議（第16条・第17条）
- 第6章 適正な議会機能（第18条－第25条）
- 第7章 会議の運営（第26条・第27条）
- 第8章 議員定数・報酬等（第28条・第29条）
- 第9章 最高規範性及び見直し手続き（第30条・第31条）
- 附則

地方議会は、二代表制のもとで、行政機関の監視、調査、政策形成及び提案機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指しています。

芽室町議会（以下「議会」といいます。）は、町民によって選ばれた議員（以下「議員」といいます。）で構成し、本町の最高規範である芽室町自治基本条例（平成19年芽室町条例第3号）による議会の役割と責務に基づき、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（以下「町長等」といいます。）と緊張関係を保持しながら、町の最高意思決定機関であることを認識し、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展のために活動します。

また、議会は合議制の議事機関であり、町民への積極的な情報の公開、共有と説明責任の遂行により、町民の意思を的確に把握し、自由かつ達な討議を通じて、最も有益な結論に導いていく責務があります。

議員は、研鑽を積み、町民参加を基本としてまちづくりを推進する責務があります。

よって、議会の公正性・透明性を確保するとともに、「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指し、町民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会が果たすべき自主的かつ自律的な運営を実現する

ための基本的な事項を定め、議会の役割を明確にするとともに、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展に寄与することを目的とします。

(基本理念)

第2条 議会は、町民の代表としての負託と信頼に応え、大局的な視点から意思決定し、真の地方自治の実現に取り組みます。

2 議会は、町政運営に関する監視、調査、政策形成及び提言機能を併せ持つ機関としての責任を果たします。

3 議会は、予算及び決算をはじめとする町政に係る様々な事項に対し、議事機関としての責任を果たします。

4 議会は、広く町民の意思を把握し、町政に的確に反映させることを目的に、議員個々の資質を高め、議会機能の強化並びに活性化に取り組み、議会力及び議員力を強化します。

第2章 議会及び議員の活動原則と政治倫理

(議会の活動原則)

第3条 議会は、全ての会議を原則公開するとともに、民主的かつ効率的な議会運営のもとに、次の活動を行います。

(1) 議事機関として、町政の重要事項について意思決定を行うこと。

(2) 町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に町政が運営されているかを監視し、けん制すること。

(3) 議員相互間の自由かつ達な討議を通して意見を集約し運営すること。

(4) 議決責任を深く認識するとともに、重要な事項についての議案を議決したときは、町民に対して説明すること。

(委員会及び委員長の活動原則)

第4条 芽室町議会委員会条例(昭和62年条例第2号)に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」といいます。)は、次の活動を行います。

(1) 審査及び調査に当たっては、資料等を公開し、町民に分かりやすい議論を行うこと。

(2) 町民に対し審査の経過及び所管する行政課題等に対処することを目的に、意見交換会等を開催すること。

(3) 委員長は、副委員長と協議のうえ、委員会の秩序保持に務め、効率的な議事の整理を行い、委員会の事務をつかさどること。

(4) 委員長は、討議による合意形成に努め、委員長報告を作成し、報告に当たっては、論点、争点等を明確にすること。

(議長及び議員の活動原則)

第5条 議長及び議員は、次に掲げる原則に基づき活動します。

(1) 議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職

務を行い、効率的な議会運営を行うこと。

- (2) 議員は、議員相互間の討議を重んじて活動すること。
- (3) 議員は、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動をする事。
- (4) 議員は、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指して活動すること。

(議員研修の充実強化)

第6条 議会は、議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、別に定める芽室町議会議員研修要綱（平成24年3月30日制定）に基づき、議員研修を実施します。

- 2 議会は、議員研修の充実、強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等から情報を得て議員研修計画を策定し、研修会及び研究会などを積極的に開催します。

(議員の政治倫理)

第7条 議会は、芽室町議会議員政治倫理条例（平成24年条例第33号）に基づき、議員は、二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者及び特別公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使しません。

第3章 町民と議会との関係

(町民参加及び町民との連携)

第8条 議会は、議会の活動に関する情報公開、共有を徹底し、説明責任を十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会を確保します。

- 2 議会は、本会議及び委員会並びに全員協議会（以下「議会の諸会議」といいます。）の日程及び内容は、事前に町民に周知するとともに、審議過程及び結果についても情報を公開し、共有します。
- 3 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映します。
- 4 議会は、請願、陳情を町民による政策提案と位置付け、審査においては、提案者の意見を聴く機会を確保します。
- 5 議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行います。

(議会広報の充実)

第9条 議会は、町政に係る論点、争点の情報を、議会独自の視点から町民に対して周知します。

- 2 議会は、情報通信技術（ICT）の発展を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動を行います。

(議会白書、議会の自己評価)

第10条 議会は、町民に対し、議会及び議員の活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図ります。

2 議会は、議会の基礎的な資料・情報、議会の評価等を1年ごとに調製し、議会白書として町民に公表します。

3 議会は、議会の活性化に終えんがないことを常に認識し、議会としての評価を1年ごとに適正に行い、評価の結果を町民に公表します。

4 議会白書及び議会としての評価に関して必要な事項は、議長が別に定めます。

第4章 町長等と議会との関係

(町長等と議会、議員の関係)

第11条 町長等と議会は、それぞれの機関の特性を活かすとともに、政策をめぐる論点、争点を明確にし、緊張関係を維持しながら行政を運営します。

2 議員と町長等との質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答方式で行います。

3 議員は、一般質問等に当たっては、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、討議による政策論争を展開します。

4 議員は、一般質問の通告に基づき町長等から提出された答弁書をもとに、討議の充実を図ります。

5 議員は、二元代表民主制の充実と町民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しません。

6 議長から議会の諸会議への出席を要請された町長及び執行機関の長並びに職員(以下「町長等執行機関の長等」といいます。)は、議員の質疑及び質問に対して、議長及び委員長長の許可を得て、論点、争点を明確にするため反問することができます。

7 議長から議会の諸会議への出席を要請された町長等執行機関の長等は、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して、議長又は委員長長の許可を得て、反論することができます。

(政策形成過程等)

第12条 議会は、町長等が提案する重要な政策等の意思決定においては、その水準を高めるため、次に掲げる政策形成過程を論点として審議します。

(1) 政策等の発生源

(2) 検討した他の政策等の内容

(3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討

(4) 総合計画の実行計画及び個別計画における根拠又は位置付け

(5) 関係ある法令及び条例等

(6) 政策等の実施に関わる財源措置

(7) 総合計画上の実行計画及び将来にわたる政策等のコスト計算

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を

判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後を想定した審議を行います。

(評価の実施)

第 13 条 議会は、決算審査において、町長等が執行した政策等(計画、政策、施策、事務事業等)の評価(以下「議会の評価」といいます。)を行います。

2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価結果を町長等に明確に示します。

(議決事項の拡大)

第 14 条 議会は、議決責任という役割を果たす観点に立ち、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。)第 96 条第 2 項の議決事件について、次のとおり定めます。

(1) 芽室町総合計画に係る基本構想及び実施計画

(2) 定住自立圏形成協定の締結、変更及び同協定の廃止を求める旨の通告

(3) 芽室町庁舎建設基本計画

(4) 芽室町都市計画マスタープラン

(文書質問)

第 15 条 議員は、通年議会制度を活用し、休会中においても主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対し文書質問を行うことができます。

2 議会は、文書質問の通告文及び町長等の回答文を、議会だより、議会ホームページ等により町民に公表します。

3 文書質問について必要な事項は、芽室町議会会議条例(平成 24 年条例第 32 号。以下「会議条例」といいます。)で定めます。

第 5 章 議員相互の討議

(自由討議による合意形成)

第 16 条 議会は、議員による討議の場であり、議員相互の討議を中心に運営します。

2 前項の規定に基づき、本会議及び議会の諸会議への町長等に対する出席要請は、必要最小限に留めるものとし、議員間で活発な討議を行います。

3 議会は、委員会における委員外議員が発言できる機会を保障します。

4 議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案及び請願並びに陳情等を審議し結論を出す場合には、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たします。

5 議員は、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成を行います。

(議員政策討論会の開催)

第 17 条 議会は、町政に関する重要な政策及び課題等について、議会として

の共通認識を深めるとともに、政策形成能力の向上を図るため、議員政策討論会を開催します。

2 議員政策討論会について必要な事項は、議長が別に定めます。

第6章 適正な議会機能

(適正な議会費の確立)

第18条 議会は、議会費について、一定の標準率などを用いて適正な議会活動費の確立を目指します。

2 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算を確保します。

3 議会は、議長交際費を含めて、議会費の使途等を議会だより及び議会ホームページ等により町民に公表します。

(議長、副議長志願者の所信表明)

第19条 議会は、議長、副議長の選出に当たり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層高め、議会の責務を強く認識するため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けます。

(附属機関の設置)

第20条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置します。

2 附属機関に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

(調査機関の設置)

第21条 議会は、町政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、法第100条の2の規定により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置します。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えます。

3 調査機関に関し必要な事項は、会議条例で定めます。

(議会事務局の体制整備)

第22条 議会は、法第138条第2項の規定に基づき、芽室町議会事務局を置きます。

2 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ります。なお、当分の間は、執行機関の法務及び財務機能の活用、職員の併任等を考慮します。

3 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ町長と協議します。

(議会図書室の充実)

第23条 議会は、法第100条第18項の規定により、議会図書室を適正に管理し運営するとともに、その機能を強化します。

2 議会図書室は、議員のみならず、町民、町長等においても利用することができます。

(議会改革及び活性化の推進)

第 24 条 議会は、町民の信頼を高めるため、不断の改革及び活性化に努めます。

2 議会は、前項の改革に取り組むため、議会活性化計画を策定し、実行と評価について全議員で協議します。

3 議会は、他の自治体議会との交流及び連携を推進し、分権時代にふさわしい議会のあり方についての調査、研究等を行います。

4 議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、速やかに調査、研究等を行います。

5 議会は、議会モニター及び議会サポーターを設置し、提言その他の意見を聴取するとともに、議会運営に反映します。

(災害時の対応)

第 25 条 議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握すると共に、議会としての業務を継続し、町長等に速やかに必要な要請を行います。

2 前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応について必要な事項は、議長が別に定めます。

第 7 章 会議の運営

(通年議会)

第 26 条 議会は、第 24 条の目的を達成し使命を果たすため、会期を通年とします。

2 会期を通年とするために必要な事項は、会議条例で定めます。

(議会運営の原則)

第 27 条 議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行います。

2 議会は、芽室町議会傍聴条例（平成 24 年条例第 34 号）に定める町民等の傍聴に関して、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営を行います。

3 議会は、会議を定刻に開催し、会議を休憩する場合には、その理由、再開の時刻を傍聴者に説明します。

第 8 章 議員定数・報酬等

(議員定数)

第 28 条 法第 91 条第 1 項の規定に基づき、芽室町議会の議員の定数は、16 人とします。

2 議員定数の改正に当たっては、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分活用します。

3 議員定数の改正については、法第 74 条第 1 項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとします。

(報酬等)

第 29 条 議員の報酬及び費用弁償並びに期末手当（以下「報酬等」という。）は、別に条例で定めます。

2 前項に規定する条例においては、適正な報酬等の確立を期するため、報酬の標準率又は報酬額を示します。

3 報酬等の改正に当たっては、民主主義の原理を踏まえ、附属機関、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用します。

4 報酬等の改正については、法第 74 条第 1 項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとします。

第 9 章 最高規範性及び見直し手続き

(最高規範性)

第 30 条 この条例は、議会の最高規範であり、この条例に違反する条例、規則、規程等を制定しません。

2 議会及び議員は、この条例を遵守します。

3 議会は、議会に関する憲法、法律、その他法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に定める理念、原則に照らして判断します。

(検証及び見直し手続)

第 31 条 議会は、1 年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、公表します。

2 議会は、前項による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、全ての議員の合意形成に努めたうえで、この条例の改正を含めて適切な措置を講じます。

3 議会は、この条例を改正する際には、いかなる場合でも改正の理由、背景を町民に説明します。

附 則（最終改正 平成28年条例第22号）

この条例は、平成 2 8 年 5 月 1 日から施行します。

○芽室町議会会議条例

平成 24 年 12 月 25 日条例第 32 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 15 条）
- 第 2 章 議案及び動議（第 16 条—第 22 条）
- 第 3 章 議事日程（第 23 条—第 27 条）
- 第 4 章 選挙（第 28 条—第 36 条）
- 第 5 章 議事（第 37 条—第 50 条）
- 第 6 章 発言（第 51 条—第 66 条）
- 第 7 章 委員会（第 67 条—第 79 条）
- 第 8 章 全員協議会（第 80 条）
- 第 9 章 表決（第 81 条—第 91 条）
- 第 10 章 請願（第 92 条—第 98 条）
- 第 11 章 秘密会（第 99 条・第 100 条）
- 第 12 章 辞職及び資格の決定（第 101 条—第 104 条）
- 第 13 章 規律（第 105 条—第 112 条）
- 第 14 章 懲罰（第 113 条—第 119 条）
- 第 15 章 会議録（第 120 条—第 123 条）
- 第 16 章 調査機関（第 124 条）
- 第 17 章 議員の派遣（第 125 条）
- 第 18 章 公聴会（第 126 条—第 131 条）
- 第 19 章 参考人（第 132 条）
- 第 20 章 補則（第 133 条）

附則

第 1 章 総則

（参集）

第 1 条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

（欠席等の届出）

第 2 条 議員は、事故等のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、7日以上議会活動ができない事由が生じたときは、その旨を議長に届けなければならない。また、議会の活動ができることとなったときも、同様とする。

3 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

(宿所又は連絡所の届出)

第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

(議席)

第4条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期)

第5条 定例会の会期は、5月から4月までの通年とする。ただし、議会の解散があった場合は、この限りでない。

(定例会)

第6条 定例会は年1回とする。ただし、議会の解散があった場合は、この限りでない。

(本会議)

第7条 本会議は、6月、9月、12月、3月に定例会議として再開する。ただし、緊急に議案等の審議が必要な場合は、その都度臨時会議として本会議を再開する。

(本会議開催の協議)

第8条 会期中に本会議において議案等を審議する期間は、議会運営委員会において協議する。

(会期中の休会)

第9条 会議に付された事件をすべて議了したときは、議案等を審議する期間と決定した日でも、議会の議決で休会とすることができる。

(議会の開閉)

第10条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第 11 条 会議時間は、午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

ただし、出席議員 2 人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(休会)

第 12 条 芽室町の休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が、特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 114 条第 1 項の規定による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第 13 条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第 14 条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第 15 条 法第 113 条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所（別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所）に文書又は口頭をもって行う。

第2章 議案及び動議

(議案の提出)

第16条 法第112条の規定によるものを除くほか、議員が議案を提出するに当たっては、提案者のほか1人以上の者の賛成がなければならない。

2 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、所定の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

3 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第17条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

2 前項に規定する一事不再議は、定例会議として再開する本会議の都度、「事情変更の原則」があったものとみなす。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第18条 動議は、法又はこの条例において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第19条 法第115条の3の規定によるものを除くほか、議会が修正の動議を議題とするに当たっては、2人以上の者の発議によらなければならない。

2 修正の動議は、その案を備え、所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

(秘密会の動議)

第20条 秘密会の動議は、所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の措置)

第21条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第22条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得な

なければならない。

- 2 前項の許可を求めようとするときは、提出者から事件については文書により、動議については文書又は口頭により、請求しなければならない。

第3章 議事日程

(日程の作成及び配布)

第23条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第24条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議に諮って議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第25条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

- 2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第26条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第27条 議事日程に記載した事件の議事が終わったときは、議長は、散会を宣告する。

- 2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めたとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議に諮って延会することができる。

第4章 選挙

(選挙の宣告)

第28条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第 29 条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第 30 条 投票を行うときは、議長は、議会事務局職員に議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、議会事務局職員に投票箱を点検させなければならない。

(投票)

第 31 条 議員は、議長の指示に従って、順次投票する。

(投票の終了)

第 32 条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第 33 条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第 34 条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙に関する疑義)

第 35 条 選挙に関する疑義は、議長が会議に諮って決める。

(選挙関係書類の保存)

第 36 条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第 5 章 議事

(議題の宣告)

第 37 条 会議に付する事件を議題とするときは、議長はその旨を宣告する。

(一括議題)

第 38 条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第 39 条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を議会事務局職員に朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第 40 条 会議に付する事件は、他に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長は討論を用いなくて会議に諮って所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託することができる。ただし、常任委員会の所管にかかる事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 提出者の説明は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第 41 条 委員会に付託した事件は、第 79 条の規定による報告書の提出をまって議題とする。

(委員長及び少数意見の報告)

第 42 条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告する。

2 第 78 条第 2 項の規定による手続を行った者は、前項の報告に次いで少数意見の報告をすることができる。この場合において、少数意見が 2 個以上あるときの報告の順序は、議長が定める。

3 前 2 項の報告は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第 43 条 提出者の説明又は委員長の報告及び少数意見の報告が終わったときは、議長は修正案の説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)

第 44 条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

(討論及び表決)

第 45 条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第 46 条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

(委員会の審査又は調査の期限)

第 47 条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。

2 前項の期限までに審査又は調査を終わることができないときは、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

3 前 2 項の期限までに審査又は調査が終わらなかったときは、その事件は、第 41 条の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第 48 条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(再審査又は再調査のための付託)

第 49 条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第 50 条 延会、中止又は休憩のため事件の議題が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第 6 章 発言

(発言の許可等)

第 51 条 発言は、すべて議長の許可を得た後、別に定めるものを除き議席で行わなければならない。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の要求)

第 52 条 会議において発言しようとする者は、挙手をして「議長」と呼び、議長の許可を求めなければならない。

2 2 人以上挙手をして発言を求めたときは、議長は、先挙手者と認める者

から指名して発言させる。

(討論の方法)

第 53 条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者を、なるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言及び討論)

第 54 条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に戻らなければならない。ただし、議席において討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に戻ることができない。

(発言内容の制限)

第 55 条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑にあたっては、自己の意見を述べるできない。

(質疑の回数)

第 56 条 質疑は、同一議員につき、同一の議題について 3 回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第 57 条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第 58 条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第 59 条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第 60 条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第 61 条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りではない。

(一般質問)

第 62 条 議員は、町の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができる。

2 前項の質問が通告の範囲を超えたとき、又は一般質問の趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

3 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

4 質問の順序は、議長が定める。

5 質問の通告をした者が欠席したとき、又は質問の順序にあたっては質問しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。

(緊急質問)

第 63 条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。この場合における議会の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。

2 前項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は直ちに制止しなければならない。

(文書質問)

第 64 条 議員は、町の一般事務について、文書で質問をすることができる。

2 文書質問をしようとする者は、定められた期間に議長にその要旨を通告し、議長は、町長等執行機関の長に送付するものとする。

3 前項の通告が、文書質問の趣旨に反すると認めるときは、議長は、前項の通告を受理しない。

4 文書質問に対する答弁書の提出期限は、議長が決定する。

5 文書質問を撤回しようとする者は、議長に文書で申し出るものとする。
(準用規定)

第 65 条 質問については、第 60 条第 1 項の規定を準用する。
(発言の取消し又は訂正)

第 66 条 議員は、議長が別に定める日までは、議会の許可を得て自己の発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第 7 章 委員会

(議長への通知)

第 67 条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。
(会議中の委員会の禁止)

第 68 条 委員会は、議会の会議中は開くことができない。
(委員の発言)

第 69 条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(委員外議員の発言)

第 70 条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その発言を認めなければならない。ただし、委員でない議員は、質疑及び討論並びに採決に参加することができない。

(委員の議案修正)

第 71 条 委員は、修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。
(分科会又は小委員会)

第 72 条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(連合審査会及び合同委員会)

第 73 条 委員会は、付託議案等の審査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

2 委員会は、調査のため必要があると認められるときは、他の委員会と協議して合同委員会を開くことができる。

(連合審査会等の運営)

第 74 条 連合審査会及び合同委員会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第 75 条 委員会は、法第 100 条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務等の調査)

第 76 条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が、法第 109 条第 3 項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

(委員の派遣)

第 77 条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(少数意見の留保)

第 78 条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員 1 人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書をつくり、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。

(委員会報告書)

第 79 条 委員会は、事件の審査又は調査が終わったときは、報告書をつくり、議長に提出しなければならない。

第8章 全員協議会

(全員協議会の設置)

第80条 法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

- 2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。
- 3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第9章 表決

(表決問題の宣告)

第81条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第82条 表決を行う宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第83条 表決には、条件を付けることができない。

(電子表決システム等による表決)

第84条 議長は、表決を採ろうとするときは電子表決システムにより、問題を可とする者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

- 2 電子表決システムによる表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。ただし、表決の確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなす。
- 3 第1項及び第90条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を確認して可否の結果を宣告することができる。
- 4 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第85条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名及び無記名の投票)

第 86 条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票しなければならない。ただし、記名投票の場合は、自己の氏名を併記しなければならない。

(白票の取扱い)

第 87 条 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第 88 条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第 30 条、第 31 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条第 1 項、第 35 条及び第 36 条の規定を準用する。

(表決の訂正)

第 89 条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第 90 条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は電子表決システムの方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第 91 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第 10 章 請願

(請願書の記載事項等)

第 92 条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、押印しな

なければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

3 請願書の提出は、平穩になされなければならない。

(請願の紹介の取消し)

第 93 条 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を求めようとするときは、文書により請求しなければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第 94 条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものは、ほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは、ほか何件と記載する。

(請願の委員会付託)

第 95 条 議長は、第 40 条第 1 項の規定にかかわらず、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、会議に付した請願で常任委員会に係るものは、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 会議に付した請願の委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が 2 以上の委員会の所管に属する場合は、2 以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員の委員会出席)

第 96 条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(請願の審査報告)

第 97 条 委員会は、請願について審査の結果を、次の区分により議長に報告しなければならない。

- (1) 採択すべきもの
- (2) 不採択とすべきもの
- (3) 一部採択とすべきもの

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 採択すべきものと決定した請願で、町長その他の関係執行機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(陳情書の処理)

第 98 条 陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

第 11 章 秘密会

(指定者以外の退場)

第 99 条 秘密会を開く議決があったときは、議長は傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第 100 条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第 12 章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第 101 条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表の提出があったときは、その旨議会に報告し、討論を用いずに会議に諮ってその許否を決める。

(議員の辞職)

第 102 条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第 2 項の規定は、議員の辞職について、準用する。

(資格決定の要求)

第 103 条 法第 127 条第 1 項の規定により、議員の被選挙権の有無又は法第 92 条の 2 の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第 104 条 前条の要求については、議会は、第 40 条第 1 項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければ決定することができない。

第 13 章 規律

(品位の尊重)

第 105 条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第 106 条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、かさ、カメラ、携帯電話及び録音機の類を着用又は携帯してはならない。ただし、特別の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第 107 条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第 108 条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

(禁煙)

第 109 条 何人も、議事堂において喫煙してはならない。

(新聞等の閲読禁止)

第 110 条 何人も、会議中は、参考にするためを除き、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(許可のない登壇の禁止)

第 111 条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第 112 条 法又はこの規則に定めるもののほか、規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

第 14 章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第 113 条 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して、3日以内に提出しなければならない。ただし、第 100 条第 2 項の違反に係るものについてはこの限りでない。

(懲罰の審査)

第 114 条 懲罰については、議会は、第 40 条第 1 項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければ決定することができない。

(代理弁明)

第 115 条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

(戒告又は陳謝の方法)

第 116 条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第 117 条 出席停止は、3日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第 118 条 出席を停止された議員が、その期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第 119 条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第 15 章 会議録

(会議録の記載事項)

第 120 条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時

- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書及び小数意見報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項
(会議録の配布)

第 121 条 会議録は、当該会議録の記録された事項を記載した書面又は当該事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）を作成して、議員及び関係者に配布する。

(会議録に掲載しない事項)

第 122 条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第 66 条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第 123 条 会議録に署名すべき議員は、3 人とし、議長が会議において指名する。

第 16 章 調査機関

(調査機関の設置)

第 124 条 法第 100 条の規定により、行政の課題に関する調査を行う必要があるときは、調査機関を設ける。

2 調査機関の設置は、議決により設置する。

3 芽室町議会基本条例（平成 25 年条例第 27 号）第 21 条の規定による調査機関の設置についても、前項の規定を準用する。

第 17 章 議員の派遣

(議員の派遣)

第 125 条 法第 100 条第 13 項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

第 18 章 公聴会

(公聴会開催の手續)

第 126 条 議会が法第 115 条の 2 第 1 項の規定により、会議において公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第 127 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第 128 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第 129 条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第 130 条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 131 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

第 19 章 参考人

(参考人)

第 132 条 議会が、法第 115 条の 2 第 2 項の規定により、会議において参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については第 129 条、第 130 条及び前条の規定を準用する。

第 20 章 補則

(委任)

第 133 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(町議会定例会条例の廃止)

2 町議会定例会条例（昭和 31 年条例第 15 号）は廃止する。

附 則（平成 27 年 7 月 31 日条例第 41 号）

この条例は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

○芽室町議会会議条例等運用規則

平成25年4月1日議会規則第1号

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 議案（第9条・第10条）
- 第3章 議事日程（第11条・第12条）
- 第4章 選挙（第13条—第15条）
- 第5章 議事（第16条—第22条）
- 第6章 発言（第23条—第27条）
- 第7章 委員会（第28条—第31条）
- 第8章 議会運営委員会（第32条）
- 第9章 全員協議会（第33条）
- 第10章 表決（第34条）
- 第11章 請願及び陳情（第35条）
- 第12章 辞任（第36条）
- 第13章 規律（第37条・第38条）
- 第14章 会議録（第39条）
- 第15章 参考人（第40条）
- 第16章 雑件（第41条—第44条）
- 附則

第1章 総則

（定例会及び本会議の呼称並びに招集）

- 第1条 定例会の呼称は、開会する元号を冠して、何年芽室町議会定例会と呼称する。
- 2 本会議の呼称は、本会議を開会する月を冠して、何月定例会議又は臨時会議と呼称する。
- 3 応招の通知は、議事堂の出退表示板に表示して行う。
- 4 議員は、会議に出席できないとき又は遅参しようとするときは、口頭又は電話等により議長に届け出るものとする。なお、届け出は、本人又は本人の親族等が行うものとする。
- 5 議員が休会中に、議会外の用務のため3日間以上町を離れるときは、議

長に対し、連絡所変更（旅行）届（第1号様式）を提出するものとする。

（議席）

第2条 一般選挙後の最初の会議における仮議席は、年齢の順とし、臨時議長が指名する。

2 議席は、一般選挙後最初の議会招集日に、議長及び副議長の選挙終了後、議長が指名する。この場合、当選回数のない者から年齢順に最初の議席から順次決めるものとし、議長の議席は最終番、副議長の議席は最終2番とする。

3 補欠議員の議席は、前任者の議席をあてるものとする。

（会期）

第3条 定例会の会期は、通年とし、開会日及び閉会日は議会運営委員会において協議する。

2 前項の規定による会期は、期間及び日数を議決する。

（議会の開閉）

第4条 議長は、議会の開会及び閉会に当たり、特に挨拶を述べないものとする。

2 議会の開閉は、議長が宣告する。ただし、閉会については、議長の宣告がなくても会期の終了により閉会となる。

（会議の開閉会及び会議時間）

第5条 会議の開始に当たっては、開議定刻1分前に予鈴を、開議定刻には本鈴を鳴らす。また、休憩後の開議についても同様とする。

（休会）

第6条 休会を議決する場合、休会中にある芽室町の休日は、これを休会日数に算入する。

（諸報告）

第7条 諸般の報告は、法令に定めのあるもののほか、議長が必要と認めるものについて行う。なお、報告事項のうち特に重要と認めるものについては、議長から報告し、その他のものについては、議会事務局職員に報告させることができる。

2 諸般の報告は、通常開議宣告又は再開宣告の直後これを行うものとするが、議長が必要と認めるときは、会議中又は散会若しくは延会の直前においても行うことができるものとする。

- 3 法令に基づく報告書等は、執行機関において作成した写し又はその要旨を議員に配布する。
- 4 議員が調査又は視察を行った経過及び結果については、印刷のうえ配布する。
- 5 町長等の行政報告は、別の日程事項として行うものとする。
- 6 諸報告に対する質疑は、行わない。

(紹介及び挨拶)

第8条 一般選挙後、最初の議会における臨時議長の紹介は、議会事務局長が行う。

- 2 一般選挙後、最初の議会において臨時議長が議員の自己紹介を行わせる。ただし、最初の議会までの間に自己紹介が行われた場合は、この限りではない。
- 3 一般選挙後新たに選挙された議員については、当選後最初の議会において議長が紹介する。ただし、最初の議会までの間に自己紹介が行われた場合は、この限りではない。
- 4 議長は、町長、副町長、教育委員会委員、監査委員、農業委員等（以下「町長等執行機関の長等」という。）から就退任の挨拶の申し出があったときは、発言を許可し、議場で行わせることができる。

第2章 議案

(議案等の提出)

第9条 町長提出議案及び諮問等の種別は次のとおりとし、5月から4月までの1年ごとに、議案第何号及び諮問第何号等と、その種別により一連番号を付ける。

- (1) 議員提出議案
- (2) 委員会提出議案
- (3) 町長提出議案
- (4) 諮問
- (5) 承認（法第179条の専決処分）
- (6) 認定（決算）
- (7) 同意（人事案件）
- (8) 請願（陳情）

- (9) 報告（法第180条の専決処分等）
- 2 前項第9号に規定するもののほか、法第180条で定める専決処分等の種別は、次に掲げる事項とする。
- (1) 継続費繰越計算書及び継続費精算報告書の報告
 - (2) 繰越明許費繰越計算書及び事故繰越計算書の報告
 - (3) 監査及び検査に関する通知及び報告
 - (4) 町が出資する公社等の法で定める法人等の経営状況報告書
 - (5) 健全化判断比率の報告及び資金不足比率の報告
- 3 議会提出議案、意見書案、決議案等は、5月から4月までの1年ごとに会議案第何号と発議の順序により、一連番号を付する。
- 4 議員及び委員会の発議する議案等の提出方法は、次によるものとする。
- (1) 会議案は、所定の書式により、案文に賛成議員の署名を求めたうえ議長に提出する。
 - (2) 委員会が会議案を提出する場合は、案文に理由を付け、委員長が議長に提出する。
 - (3) 請願の採択に伴う意見書等の発案は、関係委員会が行う。
- 5 議会が農業委員を推薦するときは、議長が会議に諮って推薦の議決をする。

（議案等の撤回及び訂正）

第10条 議会が受理した事件を撤回し、又は訂正しようとするときは、議長に対し提出者から文書により請求する。

- 2 会議に提出された議案等の誤植訂正をするときは、訂正後の議案等を各議員に配布する。ただし、軽易なものについては、議案等の提案者が口頭により周知するものとする。

第3章 議事日程

（議事日程の作成）

第11条 議事日程に記載する事件は、おおむね別記1のとおりとし、その順序は議会構成に関するもの、議案、選挙、請願、陳情の順とする。

- 2 議事日程は、1議案1日程として作成し、1日ごとに順次番号を付ける。

（延会の場合の議事日程及び延会）

第12条 議事が終わらなかったため延会したときは、その事件は、原則とし

て他の事件に先行して次の会議日の議事日程に記載する。

- 2 一般選挙後の最初の会議においては、臨時議長が議長選挙までの議事日程を作成する。

第4章 選挙

(選挙の方法)

第13条 議長及び副議長の選挙は、投票により行うものとする。

- 2 一部事務組合議会議員の選挙は、指名推選により行うものとする。
- 3 選挙管理委員及び補充員の選挙は、指名推選により行い、補充員の順序は、議長が会議に諮って決める。
- 4 指名推選の方法により選挙を行うときは、議長発議又は議員の動議により、会議に諮り、異議がなければ、次の方法による。
 - (1) 議長指名による場合 議長発議又は議員の動議により、議長が指名することを会議に諮って、異議がないときは、議長が指名し、その指名を受けた者を会議に諮って、異議がなければ、その者を当選人とする。
 - (2) 議員の動議による場合 議員の動議により、指名者を会議に諮って、異議がないときは、指名者が指名し、その指名を受けた者を議長が会議に諮って、異議がなければ、その者を当選人とする。

(投票)

第14条 議員は、議長の指示に応じ、議長席に向かって右方から順次演台に登り、投票用紙を投票箱に投入し、議長席に向かって左方より降りて自席に戻る。

- 2 議長は、最後に投票する。

(選挙結果の報告)

第15条 当選人が議場にいるときの当選告知は、選挙結果の報告後直ちに議長が口頭により行う。

- 2 議長、副議長に当選した議員は、当選の告知を受けた後、直ちに就任のあいさつを行うものとする。この場合、就任のあいさつにより当選を承諾したものとみなす。
- 3 議長は、当選人が議場にいないときの当選の告知は、文書により行い、当選人から当選承諾書の提出を求める。

第5章 議事

(執行機関の出席要求)

第16条 議長から、町長等執行機関の長等及びその補助機関の職員に対し会議に出席を求める場合は、文書により行う。ただし、緊急の場合は口頭により行うことができる。

(除斥)

第17条 議長は、除斥を必要とする場合は、あらかじめ当該議員に連絡し、その事件が議題に供されたときに除斥の宣告を行う。

2 除斥に該当するかどうかについて疑義があるときは、議長は会議に諮って決定する。

(議案等の説明)

第18条 議員又は委員会が提案する議案等のうち、意見書案及び決議案で、内容の明解なものについては、趣旨説明を省略することができる。

(質疑)

第19条 質疑に当たっては、一問一答方式により行う。

2 2件以上の事件を一括して議題とした場合でも、質疑の回数は、同一議題として芽室町議会会議条例(平成24年条例第32号)の定める回数とする。

(委員会報告書等)

第20条 委員会報告書及び少数意見報告書は、その写しを議員に配布する。

(委員長の報告に対する質疑)

第21条 委員長の報告に対しては、当該委員会に所属する議員は質疑を行わないものとする。

(討論)

第22条 討論は、おおむね次の順序により行い、修正案に対する討論は、原案に対する討論と併せて行うものとする。

- (1) 委員会に付託しない場合 修正案のない場合は、原案反対者、原案賛成者の順により行うものとし、修正案のある場合は、原案賛成者、原案及び修正案反対者、原案賛成者、修正案賛成者の順により行うものとする。
- (2) 委員会に付託した場合 報告が可決の場合は、原案反対者、原案賛成者の順により行うものとし、報告が否決の場合は、原案賛成者、原案反対者の順により行うものとし、報告が修正の場合は、原案賛成者、原案及び修正案反対者、原案賛成者、修正案賛成者の順により行うものとし、委

員長報告後修正案のある場合は、原案賛成者、原案及び修正案反対者、原案賛成者、修正案賛成者の順により行うものとし、報告が可決で少数意見のある場合は、原案賛成者、少数意見賛成者（原案反対者）の順により行うものとし、報告が否決で少数意見のある場合は、原案反対者、少数意見賛成者（原案賛成者）の順により行うものとする。

2 次に掲げるものについては、おおむね討論を省略する。

- (1) 会期決定の議決
- (2) 休会の議決
- (3) 休会の日の開議の議決
- (4) 事件の撤回又は訂正の承認
- (5) 議決事件の字句及び数字等の整理を議長に委任する議決
- (6) 発言取消しの許可
- (7) 請願、陳情の特別委員会付託の議決
- (8) 請願、陳情の委員会付託省略の議決

第6章 発言

(発言及び発言の通告)

第23条 執行機関が特に発言しようとするときは、あらかじめ口頭で議長に通知する。

2 次に掲げる発言は、自席において行うものとし、議員については、自己の議席番号を告げた後に発言する。ただし、一般質問は、すべて専用の発言台で行うものとする。

- (1) 質疑及び答弁
- (2) 再質問以降の質問に対する答弁
- (3) 討論
- (4) 議事進行に関する発言

3 本会議及び委員会で、議長及び委員長が交代するときは、その旨事前に申し出るものとする。

(一般質問)

第24条 一般質問は、一問一答方式で行い、一議員につき答弁時間を含め90分以内とする。ただし、初回は質問事項の全部を一括して述べるものとする。

- 2 一般質問をしようとする者は、定められた通告期間内に、一般質問通告書（第2号様式）を議長に提出するものとする。
- 3 一般質問の順序は、通告順とする。
- 4 一般質問に対する関連質問は、許可しないものとする。
- 5 一般質問の通告期間は、議会運営委員会で決定する。
- 6 議長は、一般質問通告一覧表を作成し、議員及び関係者に配布する。
- 7 質問は、町長等執行機関の長等の所信を問う立場で行わなければならない。
- 8 質問又は質疑に対して、執行機関が直ちに答弁できないものについては、後刻答弁させることができる。

（緊急質問）

第25条 緊急質問をしようとする者は、原則としてあらかじめ文書で議長に申し出るものとする。

- 2 緊急質問は、議会の同意を得て日程に追加し、順序を変更して行う。
- 3 緊急質問に対する関連質問は、許可しないものとする。

（文書質問）

第26条 文書質問をしようとする者は、文書質問通告書（第3号様式）を議長に提出するものとする。

- 2 文書質問は、定例会議の開催月（6月、9月、12月、3月）は、行うことができない。
- 3 文書質問は、前項の規定以外の月に1議員につき1回行うことができるものとする。
- 4 文書質問は、一般質問と同様に、町長等執行機関の長等の所信を問う内容でなければならない。
- 5 議長は、文書質問通告書を受理した際は、議会運営委員会に諮り、答弁書の提出期限を決定し、町長等執行機関の長等に通知するものとする。
- 6 議長は、文書質問の内容や質問の項目数について、議会運営委員会に諮ったうえで、内容の変更及び質問項目の制限の決定を行うことができるものとする。
- 7 文書質問の通告文及び答弁書は、全議員に配布するとともに、直近に発行するめむろ議会だより及び町議会のホームページにより、広く町民等に公表するものとする。

(発言の取消し及び訂正)

第27条 執行機関の発言の取消し及び訂正については、議員の発言に準じて取扱う。

第7章 委員会

(通則)

第28条 常任委員及び議会運営委員の選任に当たっては、あらかじめ議長が調整のうえ、会議に諮って指名する。

- 2 議長は、委員長及び副委員長の互選の結果を本会議において報告する。
- 3 委員長は、委員会の開会及び閉会に当たり、特に挨拶を述べない。

(常任委員)

第29条 議長は、常任委員に選任後、議会の同意を得て、当該常任委員を辞任するものとする。

- 2 常任委員の所属変更の申し出については、相互に変更する当該委員から議長に申し出るものとし、議長が会議に諮り、その所属を変更する。
- 3 副議長は、正副委員長の職には就任しないものとする。

(特別委員会)

第30条 議長は、特別委員にならないものとする。

- 2 特別委員会設置に係る委員の定数は、設置する前に、その都度議会運営委員会で協議するものとする。

(連合審査会)

第31条 連合審査会の議事は、付託された審査事件における主たる委員会の委員長が主宰する。

- 2 連合審査会を開く旨の議長への通知は、関係委員長の連名で行う。
- 3 連合審査会の開催通知は、関係委員長の連名で行う。
- 4 連合審査会に付託した事件の表決は、審査における主たる委員会において行う。
- 5 合同委員会を開催する場合は、前項までの規定を準用する。

第8章 議会運営委員会

(議会運営委員会)

第32条 会期中に定例会議及び臨時会議を招集する際は、議会運営委員会を

開催し、執行機関から付議事件の概要について報告を求め、所要の協議を行い、本会議における議事日程、委員会付託の有無等を協議するものとする。

2 議長は、議会運営委員会の委員にならないものとする。

3 議会運営委員会は、議会運営に関する諸般の協議を目的として、おおむね次に掲げる事項について協議する。

(1) 議会の運営に関すること。

ア 会期の取扱い

イ 会期中における会議日程

ウ 議事日程

エ 議席の決定及び変更

オ 発言の取扱い（発言順序、発言者、発言時間等）

カ 議事進行の取扱い

キ 説明員の出席の取扱い

ク 議事堂の各施設の取扱い

ケ 議長、副議長の選挙の取扱い

コ 一般質問の取扱い

サ 緊急質問の取扱い

シ 文書質問の取扱い

ス 特別委員会設置の取扱い

セ 委員会の構成の取扱い

ソ 議長、副議長及び議員の辞職の取扱い

タ 休会の取扱い

チ 議会内の秩序の取扱い

ツ 議案の取扱い

テ 動議の取扱い（修正動議を含む。）

ト 議員及び委員会提出議案（条例、意見書、決議等）の取扱い

ナ 長の不信任決議の取扱い

ニ 議員の資格の取扱い

ヌ 特殊な請願及び陳情の取扱い

ネ その他議会運営上必要と認められる事項

(2) 議会及び委員会に関する条例、規則等に関すること。

- ア 会議条例、委員会条例等の制定及び改正
- イ 議会会議条例等運用規則等の制定及び改正
- ウ その他議会に関する条例、規則、要綱その他これに類する規程の制定、改正等

(3) 議長の諮問に関すること。

- ア 議会の諸規程の制定、改正等
- イ 常任委員会間の所管の調整
- ウ 慶弔等
- エ 議員派遣
- オ 調査機関の設置
- カ その他議長が必要と認める事項

(4) めむろ議会だよりの発行、議会ホームページ等に関すること。

- 4 議会運営委員会の開催結果及び議会運営委員会で決定した議会の運営に関する事項等については、速やかに全議員に周知するものとする。
- 5 議会運営委員会で決定した事項については、議員はこれを順守しなければならない。

第9章 全員協議会

(全員協議会の開催)

第33条 議長は、議案の審査、議会の運営に関する協議及び調整、議員の自由闊達な意見交換等を行う必要があるときは、全員協議会を開催する。

- 2 全員協議会の開催については、その日時、議件等を正副議長、正副議会運営委員長会議を開催し、協議した上で決定するものとする。
- 3 全員協議会はこれを公開する。ただし、議長が会議に諮り、その議決により、秘密会とすることができるものとする。
- 4 全員協議会は、議案の審査並びに議会運営に関する協議及び調査のため、町長等執行機関の長等その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長が出席要求を行うものとする。
- 5 全員協議会の議事整理及び秩序保持は議長が行い、議長に事故があるとき又は欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。
- 6 全員協議会において、議員から資料の要求があった場合、議長が会議に

諮って意思決定した上で、執行機関及び議会事務局に要求し、提出のあった資料は、全議員に配布するものとする。

- 7 議長は、議会事務局職員に会議の内容、出席議員の氏名等必要な事項を記載した会議記録を作成させ、これに署名又は記名押印し、保管する。

第10章 表決

(表決)

第34条 委員長の報告が原案のとおり可決すべきもの、採択すべきもの及び一部採択とすべきもの場合の表決は、委員長の報告のとおり決するかを採決し、委員長の報告が否決すべきもの及び不採択とすべきもの場合は、原案について採決する。

- 2 投票による表決の場合は、第15条第1項の規定により行うものとする。
- 3 全員が、異議がないと認められる軽易な事件の表決は、簡易表決によるものとする。
- 4 委員長報告が修正して可決すべきもの場合又は議員から修正案が提出されたときは、修正案を採決した後、修正議決した部分を除く原案について採決する。ただし、修正案が否決されたときは、原案について採決する。
- 5 数個の修正案が提出されたときの表決の順序は、次のとおりとする。
 - (1) 議員のみの修正案のうち、共通部分がない場合は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。
 - (2) 議員のみの修正案のうち、共通部分がある場合は、共通部分を表決に付すものとする。ただし、共通部分が極めて小部分であるときは、修正案ごとに表決に付することができるものとする。
 - (3) 議員の修正案又は委員会の修正案で、共通部分がない場合は、議員の修正案から先に表決をとる。
 - (4) 議員の修正案又は委員会の修正案のうち、共通部分がある場合は、議員の修正案中、委員会の修正案と共通の部分を除く修正部分について表決に付し、次に、議員の修正案と委員会の修正案の共通部分について表決に付し、最後に、議員の修正案と委員会の修正案と共通部分を除く委員会の修正案を表決に付する。
- 6 一括議題とした議案等に対する表決は、1件ごとに採決する。ただし、異議がないと認められるときは、一括して採決することができるものとする。

第11章 請願及び陳情

(請願及び陳情)

第35条 請願及び陳情の受理番号は、議員の任期中において通し番号とする。

- 2 議長は、請願を紹介する議員（以下「紹介議員」という。）にならないものとする。また、当該事項を所管する委員会の委員長についても、同様とする。
- 3 当該事項を所管する委員会の委員が、2人以上紹介議員となることはできないものとする。
- 4 会期中において、請願及び陳情が既に議決した請願及び陳情の内容と同一のものについては、「みなし採択」又は「みなし不採択」として取り扱う。ただし、必要がある場合は、議決することができる。
- 5 金額、率又は数値を限定、あるいは明示した請願及び陳情を議長が受理するに当たっては、議長は金額、率又は数値を限定、あるいは明示しないよう請願及び陳情の提出者並びに請願の紹介議員に措置させるものとする。なお、これに従わない場合は、議長は請願及び陳情を受理しないものとする。
- 6 請願及び陳情の内容が数項目にわたる場合で、採択できる項目については、その項目を取り上げて、「一部採択すべきもの」として採決することができる。
- 7 芽室町民でない者からの陳情及び請願並びにこれに類する要請書等が提出された場合の取扱いは、系統町村議会議長会からの意見書の提出要請を除き、提出された陳情、請願、これに類する要請等の写しを全議員へ配布するものとする。
- 8 請願及び陳情を議決したときは、その結果を請願及び陳情の提出者に通知する。
- 9 請願及び陳情の提出者が、請願及び陳情を取り下げようとする場合は、陳情及び請願取下申出書（第4号様式）を議長に提出しなければならない。
- 10 請願及び陳情の訂正については、原則としてこれを認めないものとする。
- 11 委員会付託を省略して本会議で審査する請願については、必要に応じて、紹介議員に説明をさせることができるものとする。
- 12 議案に関連する請願及び陳情については、請願及び陳情の審査の有無にかかわらず、当該議案の可決又は否決の決定により、「みなし採択」、「み

なし不採択」と決定するものとする。

第12章 辞任

(議長等の辞任)

第36条 議長の辞職を許可したときは、議事堂に登庁しているときは、直ちに口頭により告げ、欠席しているときは、文書でその旨を本人に通知する。

2 副議長の辞職を許可したときは、議事堂に登庁しているときは、直ちに口頭により告げ、欠席しているときは、文書でその旨を本人に通知する。

3 議員の辞任を許可したときは、直ちに文書でその旨を本人に通知する。

4 議会の許可を得て辞職した議長及び副議長は、その会議において挨拶をするものとする。

第13章 規律

(記章のはい用)

第37条 議員は、在職中の公務の際に、所定の記章をはい用しなければならない。

(議員の敬称)

第38条 本会議及び全員協議会における議員の敬称は「議員」とし、委員会における議員の敬称は「委員」とする。

第14章 会議録

(会議録の作成等)

第39条 会議において議長の職務を行った臨時議長、仮議長及び副議長は、会議録に署名するものとする。

2 会議録署名議員は、議席順により、会議日ごとに議長が指名するものとする。

3 会議において発言の取消しが許可されたときは、その発言は、配布（閲覧用を含む。）する会議録には記載又は記録しない。ただし、会議録の原本には、そのまま記載又は記録する。

4 会議録作成後、内容に誤りがあった場合、議長は、署名議員の了解を得たうえ、会議で訂正する。ただし、軽易な誤りは、正誤表を配布し訂正する。

5 会議録作成用に録音された記録は、会議録が作成された後、2年間保存

する。

第15章 参考人

(参考人)

第40条 参考人の出席を求める場合は、あらかじめ本人の了承を得ておくものとする。

2 請願、陳情等の審査に際し、必要がある場合は、提出者に参考人として説明を求めることができる。また、請願、陳情等の提出者が、委員会等における審査の際に、特に発言等を求めた場合は、この発言等を認めなければならないものとする。

第16章 雑件

(一部事務組合議員の報告)

第41条 一部事務組合議員が組合議会に出席した場合は、必要に応じて、その状況を議長に報告し、議長は会議において議員にその状況を報告する。

(表彰状の伝達)

第42条 永年在職議員に対する系統町村議会議長会等からの表彰状は、直近の議会において、議長から伝達する。

(議場の使用範囲)

第43条 議場は、原則として議会における本会議、委員会、全員協議会等以外に使用することができない。ただし、議長が議場の使用に係る許可申請書(第5号様式)を受理し、許可した場合は、議場を目的外に使用することができるものとする。

(資料要求)

第44条 議会の資料要求については、議長が、会議に諮って意思決定したうえで執行機関に要求する。この場合、提出のあった資料については全議員に配布する。また、委員会における資料要求については、委員長が会議に諮って意思決定し、執行機関に要求するものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年1月6日議会規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の芽室町議会会議条例等運用規則（以下「規則という。」）第9条第1項及び第3項の規定は、施行日以後に付される一連番号について適用し、同日前に付された一連番号については、なお従前の例による。

(平成26年1月から平成26年4月までに付される一連番号に係る経過措置の特例)

- 3 規則第9条第1項及び第3項の規定により付される一連番号のうち、平成26年1月から平成26年4月までに付される一連番号については、平成25年1月からの一連番号とする。

附 則（平成26年3月1日議会規則第2号）

この規則は、平成26年3月1日から施行し、平成26年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、決定の日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

別記 1

議事日程記載例

- 1 議席に関するもの
 - (1) 議席の指定
 - (2) 議席の変更
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期に関するもの
 - (1) 会期の決定
- 4 選任、辞任等身分に関するもの
 - (1) 議長及び副議長の選挙並びに辞職
 - (2) 議員の辞職
 - (3) 議員の資格決定
 - (4) 議員の懲罰
 - (5) 議会の解散
 - (6) 一部事務組合議会議員の選挙
 - (7) 選挙管理委員及び同補充員の選挙
 - (8) 町長の退職承認
 - (9) 不信任動議
 - (10) 選任同意案件
- 5 委員会に関するもの
 - (1) 常任委員の選任及び所属変更
 - (2) 議会運営委員の選任及び辞任
 - (3) 特別委員会の設置
 - (4) 特別委員会委員の選任及び辞任
 - (5) 委員会の中間報告
 - (6) 附託事項調査結果の報告
- 6 議案等に関するもの
 - (1) 行政報告等
 - (2) 専決処分報告
 - (3) 各会計予算案、予算関連議案、一般議案、補正予算案、決算認定
 - (4) 再議及び再選挙

(5) 監査報告及び事故繰越報告等

7 会議案等に関するもの

(1) 条例案

(2) 意見書案及び決議案

(3) 一般質問及び緊急質問

(4) 百条調査

(5) 検閲、検査、監査の請求

(6) 請願、陳情

8 その他

(1) 事件の訂正及び撤回

(2) 調査機関の設置

第1号様式（第1条第5項関係）

連絡所変更（旅行）届

年 月 日

芽室町議会議長 様

芽室町議会議員 印

次のとおり、芽室町議会会議条例等運用規則第1条第5項に基づき提出します。

記

1 期 間 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

2 場 所 _____

3 事 由 _____

4 連絡先 住 所 _____

電話番号 _____

住 所 _____

電話番号 _____

発言所要時間

分

上記のとおり通告します。

年 月 日

芽室町議会議長

様

芽室町議会議員

印

上記のとおり通告します。

年 月 日

芽室町議会議長

様

芽室町議会議員

印

第4号様式（第35条第9項関係）

年 月 日

芽室町議会議長 様

請願及び陳情提出者 ⑩
(代表者)

請願及び陳情取下申出書

月 日提出した請願・陳情は、次の理由により取り下げたいので申し出ます。

記

請願及び陳情件名 _____

理由 _____

第5号様式（第43条関係）

許 可 申 請 書

年 月 日

芽室町議会議長 あて

申請者 印

次のとおり芽室町議会議場を使用したいので申請します。

1 使用年月日 自 年 月 日 () 時 分
至 年 月 日 () 時 分

※一覧表等の添付でも可

2 使用目的

3 使用責任者

4 特記事項

第1章 通則

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務経済常任委員会 8人

総務課、企画財政課、税務課、出納課、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農林課、商工観光課、建設都市整備課、水道課、農業委員会及び上水道事業に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項

(2) 厚生文教常任委員会 8人

住民生活課、保健福祉課、子育て支援課、教育委員会及び公立芽室病院事業に関する事項

(常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(常任委員の任期の起算)

第4条 常任委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による後任者の選任が任期満了前に行われたときは、その選任による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

(議会運営委員会の設置)

第4条の2 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、7人とする。

3 前項の委員の任期については、前2条の規定を準用する。

(議会運営委員会の所管)

第4条の3 議会運営委員会の所管は、次のとおりとする。

(1) 議会の運営に関すること。

(2) 議会及び委員会に関する条例、規則等に関すること。

(3) 議長の諮問に関すること。

(4) 議会広報に関すること。

(特別委員会の設置)

第5条 特別委員会は、必要がある場合において、議会の議決で置く。

2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員会の委員は、会議に諮って指名し、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)

第6条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前条第1項の規定にかかわらず、資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、6人とする。

(委員の選任)

第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。

2 議員は、少なくとも一の常任委員になるものとする。

3 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前50日以内に行うことができる。

4 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。

5 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項の例による。

(委員長及び副委員長)

第8条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第9条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

(委員長の議事整理及び秩序保持権)

第10条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第11条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長にともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長、副委員長及び委員の辞任)

第12条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

2 委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。

第2章 会議及び規律

(招集)

第13条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第14条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第16条の規定による除斥のため半数に達しないときはこの限りでない。

(表決)

第15条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第16条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席して発言することができる。

(会議の公開)

第17条 委員会の会議はこれを公開する。

- 2 委員会の傍聴に関し必要な事項は、芽室町議会傍聴条例（平成24年条例第34号）の規定（第6条の規定を除く。）を準用する。この場合において、同条例中「議長」とあるのは「委員長」と、「議場」とあるのは「委員会室等」と読み替えるものとする。

(秘密会)

第18条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

- 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会に諮って決める。

(出席説明の要求)

第19条 委員会は、審査又は調査のため、町長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(秩序保持に関する措置)

第20条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号）、芽室町議会会議条例（平成24年条例第32号。以下「会議条例」という。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

- 2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。
- 3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

第3章 公聴会

(公聴会開催の手續)

第21条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

- 2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第22条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第23条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第24条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第25条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

第4章 参考人

(参考人)

第26条の2 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第24条、第25条及び第26条の規定を準用する。

第5章 記録

(記録)

第27条 委員長は、議会事務局職員に会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した会議記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

第6章 補則

(会議条例との関係)

第28条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議条例の定めるところによる。

附 則 (最終改正 平成26年条例第45号)

この条例は、平成27年5月1日から施行する。

○芽室町議会議員報酬及び費用弁償条例

昭和23年条例第32号

第1条 議員の報酬及び費用弁償は、この条例の定めるところによる。

第2条 議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議員の報酬の月額は、それぞれ次に定める額とする。

議長 306,000円

副議長 244,000円

常任委員会委員長 224,000円

議会運営委員会委員長 224,000円

議員 204,000円

第3条 議員の報酬は、就職した月にあつては、その就職の日から日割りをもって計算した額を支給し、月の途中において任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により、その職を失ったときは、就職と同様に日割りをもって計算した額を支給する。

2 職務の異動により、歳費の額に変更を生ずる場合は、その事由が生じた日を基準とし、それぞれ日割りをもって計算した額とする。

3 芽室町議会会議条例（平成24年条例第32号）第2条第2項の届出による議会活動ができなくなった日から議会活動ができることとなった日までの期間（以下「議会活動ができない期間」という。）については、次の表に定める区分に応じた減額の割合を前条又は前2項に定める議員報酬の額から減額するものとする。

議会活動ができない期間	減額の割合
180日以上365日未満	100分の25
365日以上	100分の50

4 前項の規定による報酬の減額は、議会活動ができない期間が、180日又は365日を経過する日の属する翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からそれぞれ開始し、議会活動ができることとなった場合においては、その事実が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。

5 第1項及び第2項の規定により、日額を要するときは、その当月の暦日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として計算する。

6 報酬は、毎月21日にこれを支給する。ただし、その日が休日に当るときは、順次繰り上げて支給する。

第4条 議員が招集に応じ又は職務のため出張したときは、順路によりその費用を弁償する。

2 費用の弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料の7種とする。

3 費用弁償の額は、別表の区分により職員旅費支給条例（昭和26年条例第23号）の規定を準用して計算する。

4 議員が職務のため外国旅行する場合の費用の弁償は、職員旅費支給条例に規定する旅費を費用弁償として支給する。ただし、その支給額は、一般職相当額とする。

第5条 費用弁償の方法等は、前条に定めるもののほか、町職員の旅費支給方法等による。

附 則（最終改正 平成26年条例第46号）

この条例は、平成27年5月1日から施行する。

別表（第4条関係）

町議会議員費用弁償額

車賃			日当（1日につき）			宿泊料（1夜につき）			食卓料（一夜につき）
1キロメートルにつき	1日につき		町外			町外		町内	
	甲地方	乙地方	甲地方	乙地方	宿泊の場合 丙地方	甲地方	乙／丙地方		
円 37	円 2,600	円 1,300	円 2,200	円 2,000	円 1,000	円 10,900	円 9,800	円 6,300	円 2,200

備考

- この表において、甲地方とは、東京都（区の存する区域）及び政令指定都市、乙地方とは、甲地方及び十勝管内以外の区域をいい、丙地方とは、町内を除く十勝管内の区域をいう。
- 町内宿泊の確認は、事後直ちに本人の届出により、議長が確認する。

○町議会議員に対する期末手当支給条例

昭和62年条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、町議会議員の期末手当の額及び支給の方法に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(支給方法及び支給額)

第2条 町議会議員の期末手当は、4月30日（以下「基準日」という。）に在職する者に支給する。

2 前項の期末手当の額は、基準日現在において町議会の議員が受けるべき報酬の月額に基準日を含め12箇月以内におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
12箇月	100分の410
6箇月以上12箇月未満	100分の246
6箇月未満	100分の123

3 期末手当は、5月21日にこれを支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、順次繰り上げて支給する。

(準用規定)

第3条 この条例の規定による期末手当の支給方法については、前条に定めのあるものを除くほか、一般職の職員の例による。

附 則（最終改正 平成26年条例第47号）

この条例は、平成27年5月1日から施行する。

○芽室町議会傍聴条例

平成24年条例第34号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴の奨励)

第2条 議会は、町民自治を基礎とする町民の代表機関であることから、町民参加の大切な場と捉え、傍聴者を積極的に受け入れ、その意見等を聴く機会を設けなければならない。

(傍聴席の区分)

第3条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第4条 一般席の定員は、20人とする。ただし、議長が認めた場合には定員を変更することができるものとする。

(傍聴の手続)

第5条 会議の傍聴に関する一切の手続きは、必要としないものとする。

(議場への入場禁止)

第6条 傍聴者は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入る事ができない者)

第7条 議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者は、傍聴席に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴者は静寂にし、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(2) 飲食又は喫煙をしないこと。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、すみやかに退場しなければならない。

(議長の指示)

第10条 傍聴人は、すべて議長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの条例に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成31年5月1日から施行する。

○芽室町議会議員政治倫理条例

平成24年条例第33号

(目的)

第1条 この条例は、芽室町議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、議員が政治倫理の高揚に努め、町民に信頼される議会づくりを進め、もって町政の健全な発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者として、自らの役割と責任を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。

(政治倫理基準の遵守)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者として、法令を遵守し議会及び議員の品位並びに名誉を損なう行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある金品の授受その他行為をしないこと。

(2) 芽室町職員の職務執行を妨げるような、不正な働き掛けをしないこと。

(3) 芽室町が資本金、助成金、補助金その他これらに準じるものを出資している法人等若しくは芽室町が行う許可又は請負その他契約等に関し、特定の者のために有利な取扱い又は不利な取扱いをするような働き掛けをしないこと。

(4) 芽室町の職員の採用、昇任等の人事に関し、不正な働き掛けをしないこと。

(調査及び審査)

第4条 議長は、議員の政治倫理基準の遵守に関する事項について、調査及び審査する必要があると認めるときは、これを議会運営委員会に諮る。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

○芽室町議会改革諮問会議設置条例

平成25年条例第29号

(設置)

第1条 芽室町議会基本条例（平成25年芽室町条例第27号）第20条の規定に基づく附属機関として、芽室町議会改革諮問会議（以下「諮問会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関しては、この条例の定めるところによる。

(所掌事項)

第2条 諮問会議は、次に掲げる事項について、議会の諮問に応じたの調査及び審議並びに議会に意見を申し出ることができる。

- (1) 議会改革及び活性化に関する事項
- (2) 基本条例の見直しに関する事項
- (3) 議員定数・歳費に関する事項
- (4) その他に関する事項

(組織)

第3条 諮問会議は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者その他議長が必要と認める者のうちから、議長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 諮問会議に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 諮問会議は、会長が召集し、その議事をつかさどる。

2 諮問会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 諮問会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 諮問会議が必要であると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務)

第7条 諮問会議の事務は、議会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、諮問会議の運営その他諮問会議に関して必要な事項は、会長が諮問会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○町議会の議決により指定された町長の専決処分事項

平成26年12月24日議決

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- 1 法令上、町の義務に属する1件100万円以下の和解、調停及び損害賠償額の決定に関する事。
- 2 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により議決された工事又は製造の請負契約について、請負金額を250万円以内の額で変更すること。
- 3 災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正に関する事。
- 4 解散・欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正に関する事。

附 則

この議決は、平成27年5月1日から施行する。

○議会における発言台使用範囲

(平成 12 年 9 月制定)

議会における発言台使用範囲(昭和 37 年 3 月制定)の全部を改正する。

- 1 芽室町議会の議場正面の発言台の使用範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 理事者等の行う町政執行方針及び一般行政報告。
 - (2) 一般質問及び緊急質問に対する理事者の答弁。ただし、再答弁以降は自席で行う。
 - (3) 常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長の議会に対する審査、調査結果の報告。ただし、報告に対する質問、答弁は自席で行う。
 - (4) 議員が提出した議案の提案理由説明。ただし、説明に対する質問、答弁は自席で行う。
 - (5) その他議長が必要と認めた場合。
- 2 議員が行う一般質問及び緊急質問は、すべて専用の発言台で行う。

○芽室町議会が管理する行政文書の情報公開に関する規程

平成11年5月31日

議会告示第1号

芽室町情報公開条例（平成10年条例第48号）の規定に基づく芽室町議会が管理する行政文書の情報公開については、芽室町情報公開条例施行規則（平成11年規則第25号）の例による。

附 則

この規程は、平成11年6月1日から施行する。

○芽室町議会が保有する個人情報の保護に関する規程

平成11年5月31日

議会告示第2号

芽室町個人情報保護条例（平成10年条例第49号）の規定に基づく芽室町議会が保有する個人情報の保護については、芽室町個人情報保護条例施行規則（平成11年規則第26号）の例による。

附 則

この規程は、平成11年6月1日から施行する。

○芽室町議会モニター設置要綱

(平成24年3月30日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、芽室町議会モニター（以下「町議会モニター」という。）を設置することにより、町民からの要望、提言、その他の意見を広く聴取し、芽室町議会（以下「町議会」という。）の改革・活性化の推進及び政策提案機能を強化することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 本町の区域内に居住する者をいう。
- (2) 会議 町議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び町議会議長（以下「議長」という。）の下に設置する組織等をいう。

(定員)

第3条 町議会モニターの定員は、20人以内とする。ただし、議長が必要と認めるときは増員することができる。

(資格)

第4条 町議会モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 年齢満18歳以上の町民であり、かつ、芽室町職員、議員又は各種行政委員でないこと。
- (2) 町議会のしくみ及び運営に関心があること。
- (3) 町政及び地域社会の発展に関心があること。

(募集方法)

第5条 町議会モニターは公募とする。ただし、議長は適当と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

(委嘱)

第6条 町議会モニターは、公募者及び推せん者のうちから議長が委嘱する。
2 議長は、前項の規定による町議会モニターの委嘱に当っては、町議会モニターの年齢・居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(解任)

第7条 町議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該町議会モニターを解任できるものとする。

- (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。
 - (2) 町議会モニターから辞任の申し出があったとき。
 - (3) その他議長が必要と認めたとき。
- (任期)

第8条 町議会モニターの任期は1年とし、再任を妨げない。

(謝礼)

第9条 町議会モニターは無償とする。ただし、議長が必要と認めたときは、支給することができる。

(職務)

第10条 町議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

- (1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 「芽室町議会だより」、「芽室町議会まめ通信」及び「芽室町議会ホームページ」などに関する意見を文書により提出すること。
- (3) 議長が依頼した町議会の運営に関する調査事項に回答すること。
- (4) 町議会議員と1年に2回以上、意見交換を行うこと。
- (5) その他議長が必要と認めたこと。

(提言等の取扱い)

第11条 町議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した町議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

○芽室町議会サポーター設置要綱

(平成24年3月30日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、芽室町議会サポーター（以下「町議会サポーター」という。）を設置することにより、芽室町議会（以下「町議会」という。）の運営等に関し、有識者からの提言その他の意見を広く聴取し、町議会の運営等に反映させ、もって町議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 本町の区域内に居住する者をいう。
- (2) 会議 町議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び町議会議長（以下「議長」という。）の下に設置する組織等をいう。

(定員)

第3条 町議会サポーターの定員は、5人以内とする。ただし、議長が必要と認めるときは、増員することができる。

(委嘱)

第4条 町議会サポーターは、議会運営等に関する専門的な知識及び経験を有する人のうちから議長が委嘱する。

(任期)

第5条 町議会サポーターの任期は、1年とし、再任を妨げない。

(解任)

第6条 町議会サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該町議会サポーターを解任できるものとする。

- (1) 町議会サポーターから辞任の申し出があったとき。
- (2) その他議長が必要と認めるとき。

(謝礼)

第7条 町議会サポーターは、無償とする。ただし、議長が必要と認めるときは、支給することができる。

(職務)

第8条 町議会サポーターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

- (1) 議会運営全般に関する助言及び指導を行うこと。
- (2) 議会活性化全般に関する相談を行うこと。
- (3) その他議長が必要と認めること。

(庶務)

第9条 町議会サポーターに関する庶務は、議会事務局長が処理する。

(提言等の取扱)

第10条 町議会サポーターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じて関係する会議を開催し検討するものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した町議会サポーターに通知するとともに、議長が別に定める方法により町民に対し公表するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

○芽室町議会議員研修要綱

(平成 24 年 3 月 30 日制定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、芽室町議会議員（以下「議員」という。）の研修に関し、必要な事項を定めることにより、議員の資質の向上と議会活動の活性化を図り、もって町政の健全な発展と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第 2 条 議員は、法律・条例等で規定している議員の責務を遂行するため、研修に励むとともに不断の自己研鑽に努めなければならない。

(研修の種類等)

第 3 条 財政の健全化に資するため、研修は極力公費の節減を図るものとし、研修の種類、対象者及び研修内容は次の号のとおりとし、体系については別表 3 のとおりとする。

(1) 一般研修

ア 新議員（前期・後期）研修

イ 役職議員研修

ウ 議員一般研修

(2) 専門研修

ア 委員会所管研修

イ 実務研修

ウ 課題研修

(研修の実施計画)

第 4 条 前条各号に規定する研修は、毎年度当初に別に作成する実施計画書に基づき実施するものとする。

2 前項の実施計画書は、議長が議会運営委員会に諮って作成する。ただし、前条第 2 号アの委員会所管研修については、この限りでない。

3 議長会・議員会等の研修計画を参考に作成する。

(講師等)

第 5 条 研修の講師等は、必要に応じ議長がその都度定め依頼するものとする。

(研修報告)

第 6 条 研修を受講した議員は、別記第 1 号様式議長に研修結果を報告しなければならない。

2 議会は、前項の研修結果を公表することができる。

(委任)

第 7 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

	研修の種類	対象者	研修の内容	研修の名称等
一般研修	新議員研修	新議員	新議員として必要な基礎知識を習得する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・新任議員研修会（前期・後期） ・北海道町村議会議長会等が主催する新任研修会
	役職議員研修	議長 副議長 正副委員長	議長、副議長及び正副委員長としての役職に関する知識を習得する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・議長、副議長研修会（全国町村議会議長会） ・議長、副議長、正副委員長研修会
	議員一般研修	全議員	議員としての知識を習得する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・議員研修会（北海道町村議会議長会、十勝管内町村議会議長会、西部4町議長会等）
専門研修	委員会所管研修	委員	委員会所管事項に関する専門的な研修（視察研修を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・議員専門研修（予算・決算等）
	実務研修	全議員	行政、政策などの実務に関する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・議員専門研修（政策等）
	課題研修	希望議員	課題に応じ特別に実施する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・議員専門研修（課題別）

平成 年 月 日

芽室町議会議長 様

芽室町議会議員 印

研 修 成 果 報 告 書

芽室町議会議員の研修に関する要綱6条の規定により、次のとおり成果を報告します。

記

1 研 修 日 時

2 研 修 先

3 研 修 目 的

4 成 果 (具 体 的 に)

○芽室町議会「議会報告と町民との意見交換会」の実施規程

(平成 24 年 4 月 12 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、芽室町議会基本条例（平成 25 年芽室町条例第〇号）第 8 条に規定する議会報告と意見交換会（以下「意見交換会」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第 2 条 意見交換会の種類は、次のとおりとする。

- (1) 地域との意見交換会 あらかじめ議会が定めた議題について、町の区域を議会が別に定めるところにより指定する地区（以下、「地区」という。）を基本単位として実施する意見交換会をいう。
- (2) 団体との意見交換会 議会が取り組む政策立案等について、関係ある町民団体等と実施する意見交換会をいう。
- (3) 議会報告会 意見交換会に合わせて、議会活動などについて伝える機会をいう。

(地域との意見交換会の実施)

第 3 条 地域との意見交換会は、前条（1）により定めた地区において年 1 回実施する。

2 議会は、地域との意見交換会の開催日時、会場等について、議会だより及び町議会のホームページ等への掲載、開催地区における開催案内文書の回覧等の方法により、広く周知を図るものとする。

(団体との意見交換会の実施)

第 4 条 団体との意見交換会は、教育、文化、福祉、産業等の分野ごとに行う意見交換会であるところから、常任委員会において政策立案等を実施するため必要に応じて開催するほか、町民団体等の要請に応じて開催するものとする。

(議員の留意事項)

第 5 条 意見交換会において、出席する議員は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 町民の多様な意見を把握し、議会内での議論・政策形成につなげていくために、町民の意見・要望の意図・真意等を聴取すること。

(2) 町民から意見、質問に対する返答等を求められた場合には、議会としての考え方、議論の経過等を説明することとし、議員個人としての見解を述べないこと（議員個人の考えを求められた場合その他の個人の見解を明らかにする必要がある場合を除く。）。

(3) 執行機関の立場での説得的な説明、答弁等は行わないよう留意すること。

(意見等の集約)

第6条 意見交換会に出席した議員は、町民の意見及び提言その他意見交換の内容（以下、この条において「意見等」という。）について、要点をまとめ記録したうえで別に定める様式により議長に報告するものとする。

2 議長は、前項の規定により報告を受けた意見等の整理及び検討について、議会運営委員会に依頼するものとする。

3 議会運営委員会は、前項の規定により意見等の整理及び検討について議長の依頼を受けたときは、議会における当該意見等への対応を協議し、その結果を議長に報告するものとする。

4 議長は、前項の規定による報告を受けたときは、今後の議会運営において適切に対処するものとする。

(報告書の公表)

第7条 議会は、前条の規定により集約した意見等について、当該意見等に対する議会の対応と併せて議会だより及び議会ホームページ等において公表するものとする。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、意見交換会の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

○芽室町議会議長室開放要綱

(平成 24 年 2 月 29 日制定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、芽室町議会議長（以下「議長」という。）と町民が対話し、町民の建設的な意見を議会運営及び町政に反映することを目的とする。

(対象者)

第 2 条 対象者は、町内に在住、在勤、在学する個人又は 5 人以内のグループとする。

(開催運営)

第 3 条 開催運営に当たっては次のとおりとする。

- (1) 開催場所は、議長室を基本とする。
- (2) 参加者は、1 開催日 1 グループ以内とする。
- (3) 対話時間は、1 グループ 1 回 30 分以内とする。
- (4) 参加を希望する者は、開催日の 1 週間までに来庁、郵便、FAX 又は電子メールにより次の事項を添えて議会事務局へ申し込むものとする。
 - ア 氏名（グループにあっては、代表者名、参加者名）及び参加人数
 - イ 住所、勤務先又は学校名等
 - ウ 電話番号
 - エ 希望時間
 - オ 対話内容
- (5) 対話の成否及びについては、議長が決定するものとする。
- (6) 申込者が多数の場合は未参加者を優先し、なお多数の場合は、未参加者を対象に公開抽選を行う。

(決定)

第 4 条 議長は、対話の成否を決定するものとし、申込者に対して電話及び文書をもって通知する。

(補助者)

第 5 条 議長は、副議長・各委員長・事務局長等を必要に応じて対話に同席させることができる。

(記録)

第 6 条 対話の記録は、議会事務局職員が行う。

(公表)

第 7 条 議会事務局は、意見等を有効活用するため各常任委員会及び関係課に記録の内容を提供するとともに、可能な範囲で議会広報等により公開する。

(庶務)

第 8 条 議長室開放の庶務は、議会事務局職員が行う。

附 則
この要領は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

○芽室町議会広報編集発行要領

(平成 24 年 4 月 12 日制定)

(目的)

第 1 条 議会議事公開の原則の趣旨に則り、議会の一般質問や議案審議の状況、委員会の開催状況などを住民に正しく周知し、「ありのままを公開し、住民とともに歩む議会広報の発行」の推進を目的とする。

(発行責任者)

第 2 条 発行責任者は議長とし、発行に関する諸事項は議会運営委員会の所管とする。

(発行時期)

第 3 条 「めむろ議会だより」は年 12 回発行する。

(編集方針)

第 4 条 芽室町議会広報の編集方針は次のとおりとする。

- (1) 十分な議事を公開する広報
徹底した情報公開
- (2) 適切な記事の取捨選択する広報
住民にとって重要記事の掲載
- (3) 読者（住民）参加促進する広報
住民の声を聴き、企画・対話
- (4) 分かりやすい記事と見出しの広報
誰が読んでも理解できるよう創意工夫（簡潔・正確・分かりやすい文章）
具体的な見出しへの創意工夫（関心を誘発する見出し）
- (5) 読みやすい広報
目につく表紙へ創意工夫（斬新、魅力ある写真、読みたくなる見出し）
読みやすい紙面へ創意工夫（縦書き・レイアウト・写真・グラフ・図・イラストの活用）

(構成)

第 5 条 「めむろ議会だより」の構成は次のとおりとする。

- (1) 縦書き・ページ数 20 ページを基本とする。

- (2) 表紙は、将来性から子供の写真を基本に掲載する。
- (3) 議案概要、一般質問、委員会ページに写真の掲載を必然化する。
- 2 「めむろ町議会まめ通信」の構成は次のとおりとする。
 - (1) 縦書き・ページ数4ページ（A3両面）を基本とする。
 - (2) 定例会結果（速報）を掲載。
 - (3) 一般質問は項目のみ簡潔に掲載する。（インパクト化・簡潔性・統一性）
 - (4) 議会活動ページには写真の掲載を必然化する。
（企画）

第6条 「めむろ議会だより」の企画は次のとおりとする。

- (1) 議案と審議内容
 - ア 議案記事（議案内容の明快性）の掲載
 - イ 審議内容（質疑・答弁・討論の具体性）の掲載
 - ウ 議決結果（各議員の賛否で透明性）の掲載
- (2) 一般質問（インパクト性・簡潔性・統一性）
- (3) 議会活動（委員会活動・議員協議会の強化と連動・意見書の重要性）
- (4) 住民登場コーナー（住民参加の推進）
- 2 「めむろ町議会まめ通信」の企画は次のとおりとする。
 - (1) 議決結果（速報など俊敏性）
 - (2) 議会活動（委員会活動・議員協議会の強化と連動・意見書の重要性）
 - (3) 一般質問項目（簡潔性・インパクト・イメージ性一見出し・関連写真掲載）
 - (4) お知らせ（公開性・緊急性）
（委任）

第7条 この要領の改正並びにこの要領に定めのない事項については、議会運営委員会に諮って議長が決定する。

附 則

この要領は、平成24年4月12日から施行する。

参考：めむろ議会だよりは、昭和56年7月から発行。

めむろ町議会まめ通信は、平成12年4月から平成25年3月まで発行

○芽室町議会インターネット中継・録画要領

(平成 24 年 4 月 12 日制定)

(目的)

第 1 条 議会議事公開の原則の趣旨に則り、議会の本会議や委員会の開催状況などを住民に正しく周知し、「ありのままを公開し、住民とともに歩む議会活動」の推進を目的とする。

(責任者)

第 2 条 議会インターネット中継・録画の責任者は議長とし、中継・録画に関する諸事項は議会運営委員会の所管とする。

(中継・録画の範囲)

第 3 条 議会インターネット中継・録画の範囲は、本会議（定例会、臨時会）、議会運営委員会、常任委員会及び新たに設置される特別委員会並びに議員協議会とする。ただし、秘密会についてはインターネット中継・録画は行わない。

(中継・録画業務)

第 4 条 議会インターネット中継・録画に関わる業務は、議会事務局職員が担当する。

(委任)

第 5 条 この要領の改正並びにこの要領に定めのない事項については、議会運営委員会に諮って議長が決定する。

附 則

この要領は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

参考：平成 13 年 10 月臨時会から中継。

○芽室町議会ホームページの管理及び運営に関する要綱

第1条 この訓令は、芽室町議会ホームページ（以下「当ホームページ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 当ホームページのトップページは、「<http://www.memuro.net/gikai.htm>」に置く。

第3条 当ホームページは、議長の命を受けて事務局長が管理する。

第4条 当ホームページには、次の各号に定める情報及び事項を掲載する。

- (1) 定例会議・臨時会議に関する情報
- (2) 委員会・全員協議会に関する情報
- (3) 本会議の会議録及び委員会等の会議記録
- (4) 議会に関する情報
- (5) 請願・陳情の処理に関する情報
- (6) 議長が特に必要と認める情報及び事項

第5条 当ホームページに公開する情報及び事項の内容に更新の必要が生じたときは、迅速に更新手続を行わなければならない。

2 前項に定める更新内容は、事務局長が決定する。

第6条 当ホームページがリンクを設定できる他サイトは、公共機関又はそれに類する団体が主催するサイトとする。

2 前項に基づくリンクは、事務局長が決定する。

3 当ホームページへのリンクは、自由とする。ただし、事務局長が公序良俗に反すると認めるサイトが当ホームページへのリンクを設定した場合は、リンクの解除を申し入れなければならない。

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が決定する。

2 この訓令の疑義は、事務局長が決定する。

附 則

この訓令は、平成26年9月1日から施行する。

○芽室町議会公式 LINE アカウント運用ポリシー

1 情報発信の目的

芽室町議会は、議会基本条例に規定する「町民に開かれ、分かりやすい議会」を進めるため、LINE@アカウントを取得のうえ、町民に活動状況等の情報を発信し、より一層の広報活動の充実を図る。

2 情報発信の内容

- (1) 本会議に関すること
- (2) 全員協議会及び委員会等に関すること
- (3) 議会だより等に関すること
- (4) 町議会からのお知らせ

3 アカウント

- (1) 表示名 芽室町議会
- (2) LINE ID @memuro-gikai2014

4 管理者

議会事務局長

5 運用者

議会事務局職員

6 運用開始日

平成26年7月13日

7 投稿等への対応

- (1) LINE@には、いただいた投稿を確認する機能と個別に返信する機能がないため、個人への返信はしない。
- (2) 芽室町議会からは、個別の「友だち」登録を行わない。

8 免責事項

- (1) 芽室町議会は、利用者が当アカウントの発信情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- (2) 芽室町議会は、利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。
- (3) 芽室町議会は、利用者により送信されたメッセージについて一切の責任を負わない。
- (4) 上記の他、芽室町議会は当アカウントに関連する事項に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。
- (5) 芽室町議会は、予告なく運用ポリシーの変更や運用方法の見直し、または運用の中止をする場合がある。

○芽室町議会公式 Twitter アカウント運用ポリシー

1 情報発信の目的

芽室町議会は、議会基本条例に規定する「町民に開かれ、分かりやすい議会」を進めるため、公式 Twitter アカウントを取得のうえ、町民に活動状況等の情報を発信し、より一層の広報活動の充実を図る。

2 情報発信の内容

- (1) 本会議に関すること
- (2) 全員協議会及び委員会等に関すること
- (3) 議会だより等に関すること
- (4) 町議会からのお知らせ

3 アカウント

- (1) 表示名 北海道芽室町議会
- (2) ユーザー名 @memuro_gikai

4 管理者 議会事務局長

5 運用者 議会事務局職員

6 運用開始日 平成26年8月16日

7 投稿等への対応

- (1) 原則として、当アカウントへのリプライ・ダイレクトメッセージには対応しない。
- (2) 原則として、芽室町議会からのフォロー・リプライ・リツイートは行わない。

8 免責事項

- (1) 芽室町議会は、利用者が当アカウントの発信情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- (2) 芽室町議会は、利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。
- (3) 芽室町議会は、利用者により送信されたメッセージについて一切の責任を負わない。
- (4) 上記の他、芽室町議会は当アカウントに関連する事項に生じたいか

なる損害について、一切の責任を負わない。

- (5) 芽室町議会は、予告なく運用ポリシーの変更や運用方法の見直し、または運用の中止をする場合がある。

○芽室町議会フェイスブックページ運用ポリシー

1 目的

芽室町議会基本条例に規定する「町民に開かれ、分かりやすい議会」を進めるため、フェイスブックページを開設のうえ、町民に活動状況等の情報を発信し、より一層の広報活動の充実を図る。

2 情報発信の内容

- (1) 本会議に関すること
- (2) 全員協議会及び委員会等に関すること
- (3) 議会だより等に関すること
- (4) 町議会からのお知らせ

3 アカウント情報等

- (1) 表示名 北海道芽室町議会
- (2) ユーザー名 memuro.gikai
URLフェイスブックページ/<https://www.facebook.com/memuro.gikai>

4 管理者 議会事務局長

5 運用者 議会事務局職員

6 運用開始日 平成25年5月28日

7 投稿等への対応

- (1) 原則として、当アカウントへのリプライ・ダイレクトメッセージには対応しない。
- (2) 原則として、芽室町議会からのフォロー・リプライは行わない。

8 免責事項

- (1) 芽室町議会は、利用者が当アカウントの発信情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- (2) 芽室町議会は、利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。
- (3) 芽室町議会は、利用者により送信されたメッセージについて一切の責任を負わない。
- (4) 上記の他、芽室町議会は当アカウントに関連する事項に生じたい

かなる損害について、一切の責任を負わない。

- (5) 芽室町議会は、予告なく運用ポリシーの変更や運用方法の見直し、または運用の中止をする場合がある。

○議会ホットボイス取扱基準

(目的)

第1条 議会ホットボイスは住民参加の一つとして、町民が気軽に議会に対する意見・提案などを届けることができる制度である。この制度は、町民の意見をまちづくりの課題解決や議会改革につなげることと、町民と議会のコミュニケーションツールとして信頼関係構築の役割を発揮すること、さらに町民の声を政策へ進化させる機能へ発展させることにより、町民のまちづくりへの参加を実現することを目的とする。

(範囲)

第2条 議会ホットボイスとして取り扱う範囲は、次の3つとする。

- (1) ホットボイスはがき
- (2) 議会事務局へのメール (g-shomu@memuro.net)
- (3) 議会へのFAX (0155-62-9813)

(取り扱い)

第3条 受理した議会ホットボイスは、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 受理した議会ホットボイスは原則として、その取り扱いを議会運営委員会に諮るものとする。
- (2) 議会運営委員会は、次の事項について協議する。
 - ア 取り扱いの可否
 - イ 回答の可否
 - ウ 前号で回答するとした場合の回答書
 - エ めむろ議会だよりへ掲載の可否
- (3) 次の基準に該当するものは、議会ホットボイスとして取り扱わないものとする。
 - ア 議員の発言に関するもの
 - イ 議員個人への質問・意見・要望
 - ウ 特定者への誹謗・中傷
 - エ 特定者への指摘・苦情
 - オ 意味不明、解読ができないもの
 - カ 同一人で内容が同じもの (類似なものを含む)
 - キ 議長が対応しないと判断したもの

(4) 回答書を作成したものは、議会ホットボイスの投稿者が特定できるものについては回答書を通知する。

(5) 「回答しないもの」に分類されたものは、参考意見として活用する。

(6) 議会ホットボイスの受理内容及び回答書は、議員間で共有する。

(内容の公開)

第4条 議会ホットボイスの内容は、次の目的からホームページにおいて全件公開し、めむろ議会だよりにおいて、一部公開（掲載）する。ただし、公開の際には、原文を要約・修正する場合がある。

(1) 「ホームページ」による公開

町民の意見と議会の回答公開により、まちづくりへの関心を高めるきっかけとするとともに、同じ疑問や意見を持つ方への説明の場とする。

(2) 「めむろ議会だより」による公開

目的はホームページと同様とする。なお、掲載する内容については、議会運営委員会において選定する。

(委任)

第5条 この基準の改正並びにこの基準に定めのない事項については、議会運営委員会に諮って議長が決定する。

附 則

この要綱は、平成30年8月24日から施行する。

○芽室町議会白書作成要領

(目的)

第1条 芽室町議会基本条例に基づき、町民に対し、議会及び議員の活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図るため、議会白書の作成、発行に必要な事項を定めることを目的とする。

(発行責任者)

第2条 発行責任者は議長とし、作成及び編集に関する諸事項は議会運営委員会の所管とする。

(発行時期)

第3条 毎年6月に発行するものとする。

(編集方針)

第4条 芽室町議会白書の編集方針は次のとおりとする。

- (1) 議会と町民との間で、議会・議員の活動内容を共有することにより、議会活動の活性化を図るため、誰もが見やすい文字を使用し、議会の基礎的な資料、情報及び議会の評価を掲載する。
- (2) 1年ごとに調製し、議会白書として町民に公表する。

(構成)

第5条 議会白書は、横書き・A4縦・ユニバーサルデザインフォントの使用を基本として調製し、次の各号のとおり区分する。

- (1) 毎年発行するものを概要版とする。
 - (2) 必要に応じて任期版、完全版を発行する。
- 2 議会白書の構成はおおむね次の各号のとおりとする。
- (1) 概要版・任期版は次の各項目とする。

目次

- 1 議会活性化計画策定と計画の推進
 - (1) 議会活性化計画と取組状況
 - (2) 会議の運営
 - (3) 立候補制による正副議長選挙の実施
- 2 議会改革・活性化の取り組み
 - (1) 議会基本条例に基づく運営
 - (2) 通年議会制（会期の通年制）による運営

- (3) 議会モニター制度の設置
- (4) 議会改革諮問会議の設置
- (5) 議会サポーターの委嘱
- (6) 北海道大学公共政策大学院との包括連携協定事業の実施
- (7) 白樺学園高等学校との包括連携協定事業の実施
- (8) 議会傍聴の環境整備
- (9) 全会議インターネット中継・録画配信と会議記録の公表
- (10) 議会報告と町民との意見交換会（議会フォーラム）の開催
- (11) 議会広報紙の通年発行
- (12) 議会ホットボイスと町民意見募集（パブリックコメント）
- (13) 議会 ICT の取り組み
- (14) 議会研修計画策定・公開研修の開催
- (15) 文書質問制度の実績
- (16) 反問権と反論権の行使・再議請求
- (17) 議会政策形成サイクル導入と政策討論会の実施
- (18) 視察対応
- (19) 報道・取材対応等

議員名簿

(2) 完全版は、前号の各項目に次の各項目を加える。

3～6 ○○年度の議会活動について

- (1) 総務経済常任委員会
- (2) 厚生文教常任委員会
- (3) 議会運営委員会
- (4) 総務経済・厚生文教常任委員会合同委員会
- (5) ○○特別委員会
- (6) 予算決算特別委員会
- (7) 正副議長、正副議会運営委員長会議
- (8) 全員協議会
- (9) 本会議
- (10) 請願・陳情等に係る整理
- (11) 委員会別開催状況
- (12) 行政視察受入状況

(13) 先進地事務調査実施状況

7 ○○～○○年度の各議員の賛否

8 ○○～○○年任期 議員名簿

9 芽室町議会の改革・活性化一覧

(資料) ○○～○○年度の議会の動き

(1) ○○年度

(2) ○○年度

(3) ○○年度

(4) ○○年度

(委任)

第6条 この要領の改正並びにこの要領に定めのない事項については、議会運営委員会に諮って議長が決定する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。(令和2年3月12日決定)

○芽室町議会図書室等運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)

第100条第19項の規定により設置する芽室町議会図書室及び芽室町電子図書室(以下「図書室等」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 図書室等は、議員の調査研究に資することを目的として設置する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 図書 紙に印刷された図書、刊行物をいう。

(2) 電子図書 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。)その他これらの類するもので記録したものをいう。

(収集保管する図書等)

第4条 収集保管する図書及び電子図書(以下「図書等」という。)は、法第100条第17項及び第18項の規定により送付を受けた刊行物のほか、町政その他の調査研究等に資するために必要な図書、各種刊行物及び資料等とする。

(図書室等の範囲)

第5条 図書室は、芽室町役場3階の議員控コーナーとする。

2 電子図書室は、芽室町議会事務局(以下「議会事務局」という。)が運用するSideBooksクラウドサービス内にある電子図書室のフォルダとする。

(運営管理)

第6条 図書室等は議長の命を受け、議会事務局長(以下「事務局長」という。)が運営管理する。

(利用者の範囲)

第7条 図書室は、議員及び議会事務局職員のほか、議員の調査研究に支障を及ぼさない範囲において、芽室町職員及び一般に利用させることができ

る。

2 電子図書室の利用は、議員及び議会事務局職員に限るものとする。

(利用時間)

第8条 図書室の利用時間は、議会事務局の執務時間とする。ただし、電子図書室及び議長が必要と認める場合はこの限りでない。

(閲覧)

第9条 図書等を閲覧しようとする者は、図書室等で自由に閲覧することができる。

2 図書を閲覧した者は、閲覧が終わったときは、図書を速やかに所定の場所に返納しなければならない。

(貸出)

第10条 図書の貸出しは、議員及び議会事務局職員に限るものとする。

2 図書の貸出しを受けようとする者は、議会事務局に備え付ける図書貸出簿(様式第1号)に所定の事項を記入しなければならない。

3 議長は、貸出しを不相当と認める図書については、これを制限することができる。

4 図書の貸出し期間は10日間以内とし、同時に貸出しを受けることができる図書は1人2冊とする。

5 前項の期間を超えて貸出しを受けようとする者は、改めて貸出し手続きをしなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、図書の貸出しを受けた者は、貸出期間中であっても、議長が必要と認め図書の返納を求めたときは、これを返納しなければならない。

7 電子図書の貸出しは行わない。

(返納)

第11条 貸出しを受けた図書を返納するときは、議会事務局職員に申し出て、その確認を受けなければならない。

(遵守事項)

第12条 図書の閲覧又は貸出しを受けた者は、図書を切取り、加筆し、又は転貸してはならない。

2 電子図書を破壊、改ざん、消去するほか、不正に利用してはならない。ただし、議会事務局職員が管理のために行う場合はこの限りでない。

(弁償)

第13条 図書を紛失又は著しく汚損若しくは破損したときは、その旨を届け出て、同一の図書を弁償しなければならない。ただし、同一の図書を弁償することができないときは、相当の代価の支払をもってこれに代えることができる。

(登録)

第14条 図書の購入及び寄贈図書の受領があったとき、又は電子図書の取得があったときは、当該図書等を図書等管理簿（様式第2号）に登録しなければならない。ただし、雑誌その他の軽易な図書等については、図書等管理簿への登録を省略することができる。

2 図書等の分類は、図書等分類表（別表第1）に基づくものとする。

(登録抹消)

第15条 議長は、次に掲げる図書等を図書等管理簿の登録から抹消することができる。

- (1) 図書等保存基準（別表第2）により保存期間が経過した図書等
- (2) 資料的価値が乏しくなった図書等
- (3) 損傷により利用不可能な図書等
- (4) 紛失、消失した図書等
- (5) その他登録を抹消することが適当な図書等

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

様式第 1 号(第 10 条関係)

図 書 貸 出 簿

貸出 年月 日	図書名	冊数	帯出者 氏名	貸出期間	返納年月日	確認印(署名)	備考

様式第 2 号(第 14 条関係)

図 書 等 管 理 簿

受入 年月 日	図書名	編著者名	出版社名	受入内容		廃棄・移管 (年月日)	備考
				購入・寄贈・取得	金額		
				購入・寄贈・取得		廃棄・移管 (. .)	
				購入・寄贈・取得		廃棄・移管 (. .)	
				購入・寄贈・取得		廃棄・移管 (. .)	
				購入・寄贈・取得		廃棄・移管 (. .)	

別表第 1（第 14 条関係）

芽室町議会図書室等図書等分類表		
分類番号	分類項目	例
1	会議録	芽室町議会会議録
2	歴史一般	議会史、町政史、団体史、郷土史
3	行政資料（芽室町）	刊行物
4	行政資料（国・道・他自治体）	刊行物
5	議会一般	議会運営参考図書、議会一般図書
6	行政一般	議会関係図書以外の行政関係図書
7	法令集	
8	辞典	各種辞典（事典）、辞書、用語集
9	雑誌	
10	その他	上記以外のもの

別表第 2（第 15 条関係）

芽室町議会図書室等図書等保存基準			
種 別	内 容	保存年限	備 考
国	官報	-	インターネットで提供される官報（タブレット端末による閲覧等）
	重要な刊行物	永年	
	その他の刊行物	10年	
北海道・北海道議会	公報	-	インターネットで提供される公報（タブレット端末による閲覧等）
	重要な刊行物	永年	
	その他の刊行物	10年	
芽室町議会	会議録	永年	
	芽室町議会だより	永年	
	重要な刊行物	永年	
	その他の刊行物	10年	
芽室町	芽室町広報誌（縮刷版）	永年	
	重要な刊行物	永年	
	その他の刊行物	10年	
その他の自治体	重要な刊行物	永年	
	その他の刊行物	10年	
各種団体・調査研究機関等	重要な刊行物	永年	
	その他の刊行物	10年	
関係法規・法令集	現行法規、例規集、提要、	永年	法律等の改正により効用が消滅したもの、新版・改訂版を受入した
	要覧、実例集等		ものは廃棄
雑誌等	雑誌	3年	芽室町議会に関連するものは行政資料とする
図書	一般図書	10年	新版・改訂版を受入したものは10年未満でも廃棄
行政資料	重要なもの	永年	

※ 保存年限が経過したものでも、その内容から価値が現存すると判断されるものは、引き続き保管する。

※ 本基準に該当しない図書等については、内容を踏まえて適宜定めるものとする。

○芽室町議会議員会会則

(名称及び構成)

第1条 本会は、芽室町議会議員会と称し芽室町議会議員をもって構成する。

(目的)

第2条 本会は、会員の資質の向上並びに会員相互の親睦及び融和を図り、民主地方自治行政の運営発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研修会の開催
- (2) 親睦行事の実施
- (3) 関係団体との緊密なる連絡
- (4) その目的達成のため必要な事項

(役員)

第4条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1 人
副会長	1 人
幹 事	若干名 (うち1人は会計担当とする)
監 事	2 人

(役員の仕事)

第5条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 幹事は、会長の諮問に応じ会の運営に参加する。
- 4 監事は、会計を監査する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、2年とする。

- 2 補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 本会の会議は、定期総会、臨時総会及び役員会とする。

- 2 定期総会は、毎年5月に開催し、臨時総会と役員会は、会長が必要と認めるときに開催する。
- 3 定期総会及び臨時総会は、会員の2分の1以上が出席しなければ開くこ

とはできない。

(経費)

第8条 本会の経費は、会員の拠出金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の拠出額は、総会において決める。

(会計会務)

第9条 本会の会計会務は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

2 会長は、定期総会において前会計年度の収支決算を報告しなければならない。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、芽室町議会事務局内に置く。

(職員)

第11条 本会に書記を置き、芽室町議会事務局職員のうちから会長が委嘱する。

2 書記は、会長の命をうけ、その事務を処理する。

(会則の変更)

第12条 この会則は、総会又は役員会の議決がなければ変更することができない。なお、役員会の議決による会則の変更は、総会にて報告し承認を得るものとする。

(補則)

第13条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

附 則

この会則は平成14年5月10日から施行する。

○芽室町議員会慶弔内規

第1条 本会の慶弔及び見舞いについては、次によるものとする。

(1) 香典及び供花料

ア	会員が死亡したとき	香典	30,000円
		供花料	10,000円

イ	会員の配偶者が死亡したとき	香典	20,000円
		供花料	10,000円

ウ	会員の両親が死亡したとき	香典	10,000円
		供花料	10,000円

エ	会員と同居の親族が死亡したとき	香典	10,000円
		供花料	10,000円

(2) 見舞金

ア	会員が2週間以上入院した場合	20,000円
---	----------------	---------

イ 火災等不慮の災害に遭遇した場合その都度役員会で決定する。

第2条 本会の贈呈を受けたときは、その返礼はしないものとする。

第3条 この内規に該当する事項が生じた場合は、本人または関係者は本会事務局へ連絡するものとする。

第4条 その他必要な事項は役員会で決める。

附 則

この内規は、平成14年4月8日から施行する。

○芽室町議友会会則

(名称及び構成)

- 1 本会は、芽室町議友会と称し、芽室町在住者で議会に議席を有していた者及び現に議席を有する者をもって会員とする。ただし、町外在住者であっても本人が希望する場合は、会員となることができる。

(目的)

- 2 本会は、会員相互の親睦を図り、郷土発展のために貢献せんとするものである。

(事業)

- 3 本会は、前記の目的を達成するため総会を開き、意見の交換、懇談等を行うほか、会員及び町内外在住の会員となるべき資格を有する者が喜寿、米寿及び白寿に達したときは記念品を贈って慶祝し、また死亡した場合は、香花料及び会長の弔辞又は電報を贈呈する。その他会長において特に必要と認めるときは前記に規定する以外の慶弔見舞の意を表すことができる。

(役員及び任期)

- 4 本会に次の役員を置き、任期を2年とし、総会において選任する。ただし、再選を妨げない。

会 長	1名
副会長	2名
幹 事	5名
庶務会計	1名
監 事	2名

(役員の仕事)

- 5 役員の仕事は次のとおりとする。
 - (1) 会長は、会を代表し、会務を総括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会務を代行する。
 - (3) 幹事は、会務を執行する。
 - (4) 庶務会計は、会の出納を処理する。
 - (5) 監事は、会計の監査を行う。

(会議)

- 6 会長が必要と認めるときは、役員会を開くことができる。

- 7 本会の総会は毎年7月に開き、必要に応じて臨時総会を開く。
(経費)
- 8 本会の経費は会費及び交付金、寄付金、特別徴収金をもってこれに充てる。会費は年額3千円以内とする。
(会計)
- 9 会計は毎年4月に始まり翌年3月に終わる。
(顧問)
- 10 本会に顧問、相談役を置くことができる。
顧問、相談役は会長の推薦により総会で決定する。
(事務所)
- 11 本会の事務所は、芽室町議会事務局内に置く。

附 則

この会則は、平成23年7月19日から施行する。

○地方自治法〔昭和22年法律第67号〕

第六章 議会

第一節 組織

〔議会の設置〕

第八十九条 普通地方公共団体に議会を置く。

〔都道府県議会の議員の定数〕

第九十条 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

- ② 前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。
- ③ 第六条の二第一項の規定による処分により、著しく人口の増加があつた都道府県においては、前項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増加することができる。
- ④ 第六条の二第一項の規定により都道府県の設置をしようとする場合において、その区域の全部が当該新たに設置される都道府県の区域の一部となる都道府県（以下本条において「設置関係都道府県」という。）は、その協議により、あらかじめ、新たに設置される都道府県の議会の議員の定数を定めなければならない。
- ⑤ 前項の規定により新たに設置される都道府県の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係都道府県は、直ちに当該定数を告示しなければならない。
- ⑥ 前項の規定により告示された新たに設置される都道府県の議会の議員の定数は、第一項の規定に基づく当該都道府県の条例により定められたものとみなす。
- ⑦ 第四項の協議については、設置関係都道府県の議会の議決を経なければならない。

〔市町村議会の議員の定数〕

第九十一条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

- ② 前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。
- ③ 第七条第一項又は第三項の規定による処分により、著しく人口の増減があつた市町村においては、前項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。

- ④ 前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数がその減少した定数を超えているときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに応じて、その定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。
- ⑤ 第七条第一項又は第三項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が二以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。
- ⑥ 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。
- ⑦ 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第一項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。
- ⑧ 第五項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

〔兼職の禁止〕

第九十二条 普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

- ② 普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）と兼ねることができない。

〔関係私企業への就職の制限〕

第九十二条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

〔任期〕

第九十三条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、四年とする。

② 前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法第二百五十八条及び第二百六十条の定めるところによる。

〔町村総会〕

第九十四条 町村は、条例で、第八十九条の規定にかかわらず、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる。

〔町村総会に対する準用規定〕

第九十五条 前条の規定による町村総会に関しては、町村の議会に関する規定を準用する。

第二節 権限

〔議決事件〕

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。
- 三 決算を認定すること。
- 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- 七 不動産を信託すること。
- 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。

十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。

十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

② 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

〔選挙及び予算の増額修正権〕

第九十七条 普通地方公共団体の議会は、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する選挙を行わなければならない。

② 議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。

〔検閲・検査及び監査の請求〕

第九十八条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でない

ものとして政令で定めるものを除く。)に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

- ② 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第百九十九条第二項後段の規定を準用する。

〔意見書の提出〕

第九十九条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

〔調査、出頭証言及び記録の提出請求並びに政務活動費等〕

第一百条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

- ② 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、前項後段の規定により議会在当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

- ③ 第一項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は十万円以

下の罰金に処する。

- ④ 議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を説明しなければならない。
- ⑤ 議会が前項の規定による説明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。
- ⑥ 当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から二十日以内に声明をしないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければならない。
- ⑦ 第二項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の禁錮に処する。
- ⑧ 前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。
- ⑨ 議会は、選挙人その他の関係人が、第三項又は第七項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。
- ⑩ 議会が第一項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。
- ⑪ 議会は、第一項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。
- ⑫ 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。
- ⑬ 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところ

ろにより、議員を派遣することができる。

- ⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- ⑮ 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- ⑯ 議長は、第十四項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする。
- ⑰ 政府は、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に関係があると認める政府の刊行物を送付しなければならない。
- ⑱ 都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村の議会及び他の都道府県の議会に、公報及び適当と認める刊行物を送付しなければならない。
- ⑲ 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。
- ⑳ 前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。

〔議案の審査又は普通地方公共団体の事務に関する調査〕

第百条の二 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

第三節 招集及び会期

〔招集〕

第百一条 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。

- ② 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。
- ③ 議員の定数の四分の一以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

- ④ 前二項の規定による請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、請求のあつた日から二十日以内に臨時会を招集しなければならない。
- ⑤ 第二項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、臨時会を招集することができる。
- ⑥ 第三項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、第三項の規定による請求をした者の申出に基づき、当該申出のあつた日から、都道府県及び市にあつては十日以内、町村にあつては六日以内に臨時会を招集しなければならない。
- ⑦ 招集は、開会の前日、都道府県及び市にあつては七日、町村にあつては三日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

〔定例会及び臨時会〕

第一百二条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

- ② 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。
- ③ 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。
- ④ 臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長があらかじめこれを告示しなければならない。
- ⑤ 前条第五項又は第六項の場合においては、前項の規定にかかわらず、議長が、同条第二項又は第三項の規定による請求において示された会議に付議すべき事件を臨時会に付議すべき事件として、あらかじめ告示しなければならない。
- ⑥ 臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、前三項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。
- ⑦ 普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。

〔会期制度〕

第一百二条の二 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。

- ② 前項の議会は、第四項の規定により招集しなければならないものとされ

る場合を除き、前項の条例で定める日の到来をもつて、普通地方公共団体の長が当該日にこれを招集したものとみなす。

- ③ 第一項の会期中において、議員の任期が満了したとき、議会が解散されたとき又は議員が全てなくなつたときは、同項の規定にかかわらず、その任期満了の日、その解散の日又はその議員が全てなくなつた日をもつて、会期は終了するものとする。
- ④ 前項の規定により会期が終了した場合には、普通地方公共団体の長は、同項に規定する事由により行われた一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から三十日以内に議会を招集しなければならない。この場合においては、その招集の日から同日後の最初の第一項の条例で定める日の前日までを会期とするものとする。
- ⑤ 第三項の規定は、前項後段に規定する会期について準用する。
- ⑥ 第一項の議会は、条例で、定期的に会議を開く日（以下「定例日」という。）を定めなければならない。
- ⑦ 普通地方公共団体の長は、第一項の議会の議長に対し、会議に付議すべき事件を示して定例日以外の日において会議を開くことを請求することができる。この場合において、議長は、当該請求のあつた日から、都道府県及び市にあつては七日以内、町村にあつては三日以内に会議を開かなければならない。
- ⑧ 第一項の場合における第七十四条第三項、第二百二十一条第一項、第二百四十三条の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の三十九第四項の規定の適用については、第七十四条第三項中「二十日以内に議会を招集し、」とあるのは「二十日以内に」と、第二百二十一条第一項中「議会の審議」とあるのは「定例日に開かれる会議の審議又は議案の審議」と、第二百四十三条の三第二項及び第三項中「次の議会」とあるのは「次の定例日に開かれる会議」と、第二百五十二条の三十九第四項中「二十日以内に議会を招集し」とあるのは「二十日以内に」とする。

第四節 議長及び副議長

〔議長及び副議長〕

第百三条 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選挙しなければならない。

- ② 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

〔議長の権限〕

第百四条 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

〔委員会への出席発言権〕

第百五条 普通地方公共団体の議会の議長は、委員会に出席し、発言することができる。

〔抗告訴訟の取扱い〕

第百五条の二 普通地方公共団体の議会又は議長の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、議長が当該普通地方公共団体を代表する。

〔議長の代理及び仮議長〕

第百六条 普通地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

② 議長及び副議長とともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。

③ 議会は、仮議長の選任を議長に委任することができる。

〔臨時議長〕

第百七条 第百三条第一項及び前条第二項の規定による選挙を行う場合において、議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う。

〔議長及び副議長の辞職〕

第百八条 普通地方公共団体の議会の議長及び副議長は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、副議長は、議会の閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

第五節 委員会

〔常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会〕

第百九条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

② 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

③ 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

- 一 議会の運営に関する事項
 - 二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - 三 議長の諮問に関する事項
- ④ 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。
- ⑤ 第百十五条の二の規定は、委員会について準用する。
- ⑥ 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。
- ⑦ 前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。
- ⑧ 委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。
- ⑨ 前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。

第六節 会議

〔議員の議案提出権〕

第百十二条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

- ② 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。
- ③ 第一項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

〔定足数〕

第百十三条 普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。但し、第百十七条の規定による除斥のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、又は招集に依しても出席議員が定数を欠き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、この限りでない。

〔議員の請求による開議〕

第百十四条 普通地方公共団体の議会の議員の定数の半数以上の者から請求があるときは、議長は、その日の会議を開かなければならない。この場

合において議長がなお会議を開かないときは、第百六条第一項又は第二項の例による。

- ② 前項の規定により会議を開いたとき、又は議員中に異議があるときは、議長は、会議の議決によらない限り、その日の会議を閉じ又は中止することができない。

〔議事の公開原則及び秘密会〕

第百十五条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

- ② 前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

〔公聴会及び参考人の出頭〕

第百十五条の二 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

- ② 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

〔修正動議発議の手續〕

第百十五条の三 普通地方公共団体の議会在議案に対する修正の動議を議題とするに当たっては、議員の定数の十二分の一以上の者の発議によらなければならない。

〔表決〕

第百十六条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- ② 前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。

〔除斥〕

第百十七条 普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件につい

ては、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

〔選挙の方法・指名推選及び投票の効力の異議〕

第百十八条 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体の議会において行う選挙については、公職選挙法第四十六条第一項及び第四項、第四十七条、第四十八条、第六十八条第一項並びに普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第九十五条の規定を準用する。その投票の効力に関し異議があるときは、議会がこれを決定する。

- ② 議会は、議員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる。
- ③ 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人を以て当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、議員の全員の同意があつた者を以て当選人とする。
- ④ 一の選挙を以て二人以上を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。
- ⑤ 第一項の規定による決定に不服がある者は、決定があつた日から二十一日以内に、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に審査を申し立て、その裁決に不服がある者は、裁決のあつた日から二十一日以内に裁判所に出訴することができる。
- ⑥ 第一項の規定による決定は、文書を以てし、その理由を附けてこれを本人に交付しなければならない。

〔会期不継続の原則〕

第百十九条 会期中に議決に至らなかつた事件は、後会に継続しない。

〔会議規則〕

第百二十条 普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。

〔長その他役員等の出席義務〕

第百二十一条 普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。ただし、出席すべき日時に議場に出席できないこ

とについて正当な理由がある場合において、その旨を議長に届け出たときは、この限りでない。

- ② 第二百二条の二第一項の議会の議長は、前項本文の規定により議場への出席を求めるに当たっては、普通地方公共団体の執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

〔長の説明書提出〕

第二百二十二条 普通地方公共団体の長は、議会に、第二百十一条第二項に規定する予算に関する説明書その他当該普通地方公共団体の事務に関する説明書を提出しなければならない。

〔会議録〕

第二百二十三条 議長は、事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）に書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第二百三十四条第五項において同じ。）により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。

- ② 会議録が書面をもつて作成されているときは、議長及び議会において定めた二人以上の議員がこれに署名しなければならない。
- ③ 会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは、議長及び議会において定めた二人以上の議員が当該電磁的記録に総務省令で定める署名に代わる措置をとらなければならない。
- ④ 議長は、会議録が書面をもつて作成されているときはその写しを、会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面又は当該事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）を添えて会議の結果を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。

第七節 請願

〔請願書〕

第二百二十四条 普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

〔採択請願の送付及び報告の請求〕

第二百二十五条 普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通地

方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員において措置することが適当と認めるものは、これらの者にこれを送付し、かつ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。

第八節 議員の辞職及び資格の決定

〔辞職〕

第二百二十六条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

〔失職及び資格決定〕

第二百二十七条 普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるとき又は第九十二条の二（第二百八十七条の二第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は第九十二条の二の規定に該当するかどうかは、議員が公職選挙法第十一条、第十一条の二若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、議会がこれを決定する。この場合においては、出席議員の三分の二以上の多数によりこれを決定しなければならない。

- ② 都道府県の議会の議員は、住所を移したため被選挙権を失つても、その住所が同一都道府県の区域内に在るときは、そのためにその職を失うことはない。
- ③ 第一項の場合においては、議員は、第百十七条の規定にかかわらず、その会議に出席して自己の資格に関し弁明することはできるが決定に加わることができない。
- ④ 第百十八条第五項及び第六項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

〔失職の時期〕

第二百二十八条 普通地方公共団体の議会の議員は、公職選挙法第二百二条第一項若しくは第二百六条第一項の規定による異議の申出、同法第二百二条第二項若しくは第二百六条第二項の規定による審査の申立て、同法第二百三条第一項、第二百七条第一項、第二百十條若しくは第二百十一條の訴訟

の提起に対する決定、裁決又は判決が確定するまでの間（同法第二百十条第一項の規定による訴訟を提起することができる場合において、当該訴訟が提起されなかつたとき、当該訴訟についての訴えを却下し若しくは訴状を却下する裁判が確定したとき、又は当該訴訟が取り下げられたときは、それぞれ同項に規定する出訴期間が経過するまで、当該裁判が確定するまで又は当該取下げが行われるまでの間）は、その職を失わない。

第九節 紀律

〔議場の秩序維持〕

第二百二十九条 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

- ② 議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。

〔会議の傍聴〕

第三百十条 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを当該警察官に引き渡すことができる。

- ② 傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。
- ③ 前二項に定めるものを除くほか、議長は、会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならない。

〔議長の注意の喚起〕

第三百十一条 議場の秩序を乱し又は会議を妨害するものがあるときは、議員は、議長の注意を喚起することができる。

〔言論の品位〕

第三百十二条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

〔侮辱に対する処置〕

第三百十三条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会において、侮辱を

受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができる。

第十節 懲罰

〔懲罰理由等〕

第百三十四条 普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。

② 懲罰に関し必要な事項は、会議規則中にこれを定めなければならない。

〔懲罰の種類及びその手続〕

第百三十五条 懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開の議場における戒告
- 二 公開の議場における陳謝
- 三 一定期間の出席停止
- 四 除名

② 懲罰の動議を議題とするに当つては、議員の定数の八分の一以上の者の発議によらなければならない。

③ 第一項第四号の除名については、当該普通地方公共団体の議会の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意がなければならない。

〔除名議員の再当選〕

第百三十六条 普通地方公共団体の議会は、除名された議員で再び当選した議員を拒むことができない。

〔欠席議員の懲罰〕

第百三十七条 普通地方公共団体の議会の議員が正当な理由がなくて招集に応じないため、又は正当な理由がなくて会議に欠席したため、議長が、特に招状を発しても、なお故なく出席しない者は、議長において、議会の議決を経て、これに懲罰を科することができる。

第十一節 議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員

〔事務局並びに事務局長・書記長・書記及びその他の職員〕

第百三十八条 都道府県の議会に事務局を置く。

② 市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

③ 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

④ 事務局を置かない市町村の議会に書記長、書記その他の職員を置く。た

だし、町村においては、書記長を置かないことができる。

- ⑤ 事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。
- ⑥ 事務局長、書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。
- ⑦ 事務局長及び書記長は議長の命を受け、書記その他の職員は上司の指揮を受けて、議会に関する事務に従事する。
- ⑧ 事務局長、書記長、書記その他の職員に関する任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。

第七章 執行機関

第二節 普通地方公共団体の長

第四款 議会との関係

〔議会の議決又は選挙に対する長の措置〕

第一百七十六条 普通地方公共団体の議会の議決について異議があるときは、当該普通地方公共団体の長は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、その議決の日（条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決については、その送付を受けた日）から十日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。

- ② 前項の規定による議会の議決が再議に付された議決と同じ議決であるときは、その議決は、確定する。
- ③ 前項の規定による議決のうち条例の制定若しくは改廃又は予算に関するものについては、出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。
- ④ 普通地方公共団体の議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならない。
- ⑤ 前項の規定による議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、都道府県知事にあつては総務大臣、市町村長にあつては都道府県知事に対し、当該議決又は選挙があつた日から二十一日以内に、審査を申し立てることができる。
- ⑥ 前項の規定による申立てがあつた場合において、総務大臣又は都道府県

知事は、審査の結果、議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該議決又は選挙を取り消す旨の裁定をすることができる。

- ⑦ 前項の裁定に不服があるときは、普通地方公共団体の議会又は長は、裁定のあつた日から六十日以内に、裁判所に出訴することができる。
- ⑧ 前項の訴えのうち第四項の規定による議会の議決又は選挙の取消しを求めものは、当該議会を被告として提起しなければならない。

〔支出に関する議決に対する長の措置〕

第一百七十七条 普通地方公共団体の議会において次に掲げる経費を削除し又は減額する議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入について、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付さなければならない。

- 一 法令により負担する経費、法律の規定に基づき当該行政庁の職権により命ずる経費その他の普通地方公共団体の義務に属する経費
- 二 非常の災害による応急若しくは復旧の施設のために必要な経費又は感染症予防のために必要な経費

- ② 前項第一号の場合において、議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、その経費及びこれに伴う収入を予算に計上してその経費を支出することができる。
- ③ 第一項第二号の場合において、議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決を不信任の議決とみなすことができる。

〔不信任議決と長の措置〕

第一百七十八条 普通地方公共団体の議会において、当該普通地方公共団体の長の不信任の議決をしたときは、直ちに議長からその旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。この場合においては、普通地方公共団体の長は、その通知を受けた日から十日以内に議会を解散することができる。

- ② 議会において当該普通地方公共団体の長の不信任の議決をした場合において、前項の期間内に議会を解散しないとき、又はその解散後初めて招集された議会において再び不信任の議決があり、議長から当該普通地方公共団体の長に対しその旨の通知があつたときは、普通地方公共団体の長は、

同項の期間が経過した日又は議長から通知があつた日においてその職を失う。

- ③ 前二項の規定による不信任の議決については、議員数の三分の二以上の者が出席し、第一項の場合においてはその四分の三以上の者の、前項の場合においてはその過半数の者の同意がなければならない。

〔長の専決処分〕

第一百七十九条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第百六十二条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

- ② 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。
- ③ 前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。
- ④ 前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。

〔議会の委任による専決処分〕

第一百八十条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

- ② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。